賠償責任保険の約款

(塾総合保険用) 自治会活動保険用 商店会総合保険

賠償責任保険普通保険約款、特別約款、特約条項



事故が発生した場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

(1) <u>この保険では、保険会社が被保険者に代わって被害者との示談交渉</u>を行う「示談交渉サービス」を行いません。

万一、被保険者が賠償責任を負う事故が発生した場合は、弊社とご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を進めていただくことになります。なお、あらかじめ弊社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金等を支払われたりした場合は、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額について保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- (2) 保険金のご請求にあたっては、次の書類をご提出いただきます。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 保険金をお支払いする場合に該当することを証明する書類 (被保険者の登記簿謄本・戸籍謄本・印鑑証明・会社案内、請負契 約書、業務委託契約書等)
 - ③ 事故の原因・状況および被害の程度・金額を確認できる書類 (公の機関が発行する事故証明書、被保険者の事故報告書、事故現 場の写真・図面、被害物の写真・価額を確認できる書類・修理費用 等の見積書、被害者の診断書、被害者の休業損害・逸失利益算定の 基礎となる収入の額を示す書類等)
 - ④ 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書 もしくは和解調書または被保険者と被害者の間の示談書
 - ⑤ 被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を 証明する書類
 - ⑥ 争訟費用等の費用の支出を証する領収書または精算書
 - ⑦ 弊社がお支払いする保険金の額を算出するために必要な書類 (他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等の書類 等)
 - ® 被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
 - ⑨ 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意 書
- (3) 保険金請求権には、時効(3年)がありますので、ご注意ください。

事故受付センター(東京海上日動安心 110番)

○受付時間: 24 時間 365 日

○ご連絡先: フリーダイヤル 0120-720-110

(携帯電話・衛星電話からもご利用いただけます)

※ご連絡をいただく際には必ず証券番号をお手元にご用意ください。

●事故の受付・ご相談

事故のご連絡・ご相談をフリーダイヤルにて承ります。 いざというとき、全国どこからでもご利用いただけます。

〈目 次〉

| 1. | ご契約後、次のことにご注意ください | |
|----|---|----|
| 2. | 約款の構成 | 3 |
| 3. | 賠償責任保険普通保険約款 | 4 |
| 4. | 保険料に関する規定の変更特約条項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 11 |
| 5. | 各種特別約款及び添付される特約条項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 20 |
| (1 | 〕 塾特別約款······ | 20 |
| | ● サイバー攻撃危険不担保特約条項 | 21 |
| | ●漏水担保特約条項 | 21 |
| | ● 訴訟対応費用担保特約条項 | 21 |
| | ● 初期対応費用担保特約条項 | |
| (2 | 2) 塾生徒特別約款 | 23 |
| | ● 傷害担保特約条項 | 23 |
| (3 | 3) 自治会活動特別約款····· | 33 |
| | ● 傷害見舞費用不担保特約条項 | 47 |
| | ● 傷害不担保特約条項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 47 |
| | ● 費用損害不担保特約条項 | 47 |
| (4 | 4) 商店会総合特別約款······ | 48 |
| | ● 傷害不担保特約条項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 70 |
| | ● 費用損害不担保特約条項 | 70 |
| | ● 見舞費用不担保特約条項 | 70 |
| | ● 財産不担保特約条項 | 70 |
| | ● 会員店舗賠償責任包括担保特約条項 | 70 |
| 6. | その他の特約条項(共通) | 71 |
| | ● 通知等変更特約条項 | 71 |
| | ● 保険料不精算特約条項 | 72 |
| | ● 保険料支払手段に関する特約 | 73 |
| | ● 共同保険に関する特約条項 | 73 |

1. ご契約後、次のことにご注意ください

(1) 保険証券は大切に保存してください。

保険証券は、お客様のご契約内容を記載したものです。保険金のご請求時の立証書類であり、保険 証券を紛失等された場合は保険金をお支払いできないことがありますので、内容をご確認のうえ大切 に保存してください。

(2) ご契約後に保険証券・明細書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

「通知等変更特約」が付帯されたご契約の場合は、ご契約後に保険証券・明細書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご契約の代理店または弊社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご契約を解除することがあります。

通知義務の対象ではありませんが、ご契約者の住所等を変更した場合にも、ご契約の代理店または 弊社にご連絡ください。

(3) 責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。

「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、弊社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、弊社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ① 被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ② 被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③ 被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合
- (4) 賠償責任保険は、被保険者が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害(支払う損害賠償金等)を補償する商品です。

したがって、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じない場合*1は、補償対象外となりますので、ご注意ください*2。

※1たとえば、台風等の自然災害による事故で他人に損害を与えた場合、災害の程度やその予見可能性等によっては「不可抗力」として法律上の損害賠償責任が発生しない可能性があります。

※2法律上の損害賠償責任の発生を保険金をお支払いする条件としない補償については、この限りではありません。

(5) ご契約者と被保険者が異なる場合は、ご契約の内容を被保険者の方にご説明いただきますようお願い申し上げます。

なお、約款集が必要な場合は、ご遠慮なく代理店または弊社までお申し付けください。

2. 約款の構成

ご契約いただいた保険契約には、次の表に掲げる約款および特約条項(特約条項については、保険証券に記載されたもの*)が適用されますので、該当する部分をご確認ください。

| ご契約いただいた 賠償責任保険の名称 | 適用される約款 および特約条項 | 契約ごとに任意に適用される特約条項 (主な特約条項) | |
|-----------------------|---|---|---|
| 塾総合保険 | 普通保険約款 +保険料に関する規定の変更特 約条項 +塾特別約款 +サイバー攻撃危険不担保特約 条項 | ●通知等変更特約条項●保険料不精算特約条項●漏水担保特約条項●訴訟対応費用担保特約条項●初期対応費用担保特約条項●共同保険に関する特約条項 | 等 |
| | 普通保険約款 +保険料に関する規定の変更特 約条項 +塾生徒特別約款 | ●保険料不精算特約条項●傷害担保特約条項●共同保険に関する特約条項 | 等 |
| 自治会活動賠償責任保険 | 普通保険約款 +保険料に関する規定の変更特 約条項 +自治会活動特別約款 | ●傷害見舞費用不担保特約条項●傷害不担保特約条項●費用損害不担保特約条項●保険料不精算特約条項●共同保険に関する特約条項 | 等 |
| 商店会総合保険 | 普通保険約款 +保険料に関する規定の変更特 約条項 +商店会総合特別約款 | ●保険料不精算特約条項●傷害不担保特約条項●費用損害不担保特約条項●見舞費用不担保特約条項●財産不担保特約条項●会員店舗賠償責任包括担保特約条項●共同保険に関する特約条項 | 等 |

^{※「}保険料支払手段に関する特約」は、保険証券には表示されません。

3. 賠償責任保険普通保険約款

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊(以下「事故」といいます。)について法律上の損害賠償責任を負担すること(以下「保険事故」といいます。)によって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条 (損害の範囲)

当会社が保険金を支払う前条の損害は、次のいずれかに該当するものに限ります。

① 法律上の損害賠償金

法律の規定に基づき被保険者が被害者に対して行う賠償債務の弁済としての支出をいいます。被保険者が弁済によって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。

② 争訟費用

損害賠償責任に関する争訟について被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。

③ 損害防止軽減費用

第12条(事故の発生)(1)③の規定に基づき被保険者が他人から損害の賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続を行いまたは既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止について必要なその他の手段を講じた場合(④に規定する場合を除きます。)において、被保険者がその手続または手段のために当会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用をいいます。

④ 緊急措置費用

第12条(1)③の規定に基づき被保険者が必要な手続を行いまたは手段を講じた後に損害賠償責任を負担しないことが判明した場合において、被保険者が支出した応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用または当会社の書面による同意を得て支出したその他の費用をいいます。

⑤ 協力費用

第13条(損害賠償請求解決のための協力)(1)の規定に基づき当会社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が当会社の求めに応じて協力するために支出した費用をいいます。

第3条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それ ぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定 義 |
|-----------|--|
| 身体の 障害 | 人の傷害および疾病ならびにこれらに 起因する後遺障害および死亡をいいま す。 |

| 用語 | 定 義 |
|-------------|--|
| 財物 | 財産的価値のある有体物をいいます。 「有体物」とは、有形的存在を有する 固体、液体または気体をいい、データ、 ソフトウエアもしくはプログラム等の 無体物、漁業権、特許権もしくは著作 権その他の権利または電気もしくはエ ネルギーを含みません。 |
| 損壊 | 滅失、破損または汚損をいいます。 「滅失」とは、財物がその物理的存在 を失うことをいい、紛失、盗取、詐取 および横領を含みません。「破損」と は、財物が予定または意図されない物 理的、化学的または生物学的な変化に よりその客観的な経済的価値を減少さ せることをいいます。「汚損」とは、 財物が予定または意図されない事由に よって汚れることによりその客観的な 経済的価値を減少させることをいいま す。 |
| 売上高 | 保険期間中に被保険者が販売または提供する商品またはサービスの税込対価 の総額をいいます。 |
| 完成 工事高 | 保険期間中に被保険者が完成させる工 事に関する税込収益の総額をいいま す。 |
| 賃金 | 保険期間中に被保険者が労働の対価と して被用者に支払う税込金銭の総額を いいます。 |
| 入場者 | 保険期間中に施設に入場する利用者の 総数をいいます。 |
| 他の保険 契約等 | 第1条(保険金を支払う場合)の損害 を補償する他の保険契約または共済契 約をいいます。 |

第4条(責任の限度)

- (1) 当会社は、法律上の損害賠償金については、 1回の事故について、その額が保険証券に記載 された免責金額を超過する場合に限り、その超 週額のみに対して保険金を支払います。ただ し、当会社が支払う保険金の額は、保険証券に 記載された支払限度額(以下「支払限度額」と いいます。)を限度とします。
- (2) 当会社は、争訟費用については、その全額に対して保険金を支払います。ただし、法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、次の算式により算出される金額のみに対して保険金を支払います。

保険金 = 争訟費用 × 支払限度額 の額 を 支払限度額 法律上の損害賠償金の額 (3) 当会社は、損害防止軽減費用、緊急措置費 用および協力費用については、それらの全額に 対して保険金を支払います。

第5条(保険責任の始期および終期)

- (1) 当会社の保険責任は、保険証券記載の保険 期間(以下「保険期間」といいます。)の初日 の午後4時(保険証券にこれと異なる時刻が記 載されている場合は、その時刻)に始まり、末 日の午後4時に終わります。
- (2)(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後であっても、当会社は、保険料領収前に発生した事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条(告知義務)

- (1)保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険(損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。)に関する重要な事項のうち、保険契約申込書その他の書類の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたもの(他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。)について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保 険者が告知事項について故意または重大な過失 によって事実を告げなかった場合または事実と 異なることを告げた場合は、当会社は、保険契 約者に対する書面による通知をもって、この保 険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、次のいずれかに該当する 場合には適用しません。
 - ① (2) の事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。)
 - ③ 保険契約者または被保険者が事故による 損害の発生前に告知事項につき書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれ を承認した場合。なお、当会社は、訂正の 申出を受けた場合において、その訂正を申 し出た事実が保険契約締結の際に当会社に 告げられていたとしても当会社が保険契約 を締結していたと認めるときに限り、これ を承認するものとします。
 - ④ 当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4)(2)の規定による解除が事故による損害 の発生後になされた場合であっても、当会社 は、第19条(保険契約解除の効力)の規定にか

かわらず、保険金を支払いません。この場合に おいて、既に保険金を支払っていたときは、当 会社は、その返還を請求することができます。

(5)(4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害には適用しません。

第7条(保険金を支払わない場合)

当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、 保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 戦争(宣戦の有無を問いません。)、変乱、 暴動、騒じょうまたは労働争議
- ③ 地震、噴火、洪水、津波または高潮

第8条(保険金を支払わない場合)

当会社は、特約を付帯した場合を除き、直接 であるか間接であるかにかかわらず、被保険者 が次の賠償責任を負担することによって被る損 害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ② 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族に対する賠償責 任
- ④ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に 従事中に被った身体の障害に起因する賠償 責任
- ⑤ 排水または排気 (煙を含みます。) に起 因する賠償責任

第9条(調査)

- (1) 被保険者は、常に保険事故の発生を予防するために必要な措置を講じるものとします。
- (2) 当会社は、保険期間中いつでも(1)の予防措置の状況を調査し、かつ、その不備の改善を被保険者に請求することができます。

第10条(通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。)が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当会社への通知は必要ありません。
- (2)(1)の事実の発生によって危険増加(告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。以下同様とします。)が生じた場合において、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって遅滞なく
 - (1) の規定による通知をしなかったときは、

当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (3)(2)の規定は、当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4)(2)の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、第19条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5)(4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した事故による損害には適用しません。
- (6)(2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲(保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。)を超えることとなった場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (7)(6)の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、第19条の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第11条 (保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知 先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、 その旨を当会社に通知しなければなりません。

第12条(事故の発生)

- (1) 保険事故またはその原因となるべき偶然な事故が発生したことを保険契約者または被保険者が知った場合は、保険契約者または被保険者は、次の①から⑤までのすべての事項を履行しなければなりません。
 - ① 事故発生の日時・場所、被害者の住所・ 氏名、事故の状況およびこれらの事項の 証人となる者がある場合はその住所・氏名 を、また、損害賠償の請求を受けた場合は、 その内容を、遅滞なく当会社に書面により 通知すること。
 - ② 他の保険契約等の有無および内容(既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。)を遅滞なく当会社に書面により通知すること。

- ③ 他人から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の保全または行使について必要な手続をすることおよび既に発生した事故に係る損害の発生または拡大を防止するために必要なその他の一切の手段を講じること。
- ④ あらかじめ当会社の承認を得ないで損害 賠償責任の全部または一部を承認しないこ と。なお、応急手当、護送その他の緊急措 置については、当会社の承認を得る必要は ありません。
- ⑤ 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、直ちにその旨を当会社に通知すること。
- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由な く(1) に規定する義務に違反した場合は、当 会社は、第1条(保険金を支払う場合)の損害 の額から次の金額を差し引いて保険金を支払い ます。
 - ① (1) ①、②または⑤に規定する義務に 違反したときは、それによって当会社が 被った損害の額
 - ② (1)③に規定する義務に違反したとき は、損害の発生または拡大を防止すること ができたと認められる額
 - ③ (1) ④に規定する義務に違反したとき は、被保険者に法律上の損害賠償責任がな いと認められる額

第13条(損害賠償請求解決のための協力)

- (1) 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者による損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (2)被保険者が正当な理由なく(1)の協力の要求に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第14条 (保険料の精質)

- (1)保険料が売上高、完成工事高、賃金または 入場者等に対する割合によって定められる場合 は、保険契約者は、保険契約の終了後、遅滞な く、保険料を確定するために必要な書類を当会 社に提出しなければなりません。
- (2) 当会社は、保険期間中および保険契約の終 了後1年間に限り、保険契約者または被保険者 の書類のうち保険料を算出するために必要と認 めるものをいつでも閲覧することができるもの とします。
- (3)(1)および(2)の書類に基づいて算出された保険料(保険証券記載の最低保険料に達しない場合は、最低保険料とします。)と当会社が既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、当会社は、遅滞なく、その差額を保険契約者に請求しまたは返還します。

第15条 (保険契約の無効)

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は、無効とします。

第16条(保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者による詐欺または 強迫によって当会社が保険契約を締結した場合 は、当会社は、保険契約者に対する書面による 通知をもって、この保険契約を取り消すことが できます。

第17条 (保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第18条 (重大事由による解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由が ある場合は、保険契約者に対する書面による通 知をもって、この保険契約を解除することがで きます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険 金の請求について詐欺を行い、または行お うとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当する こと。
 - ア. 反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。以下同様とします。)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供 し、または便宜を供与する等の関与をし ていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると 認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険 契約者または被保険者が、①から③までの 事由がある場合と同程度に当会社のこれら の者に対する信頼を損ない、この保険契約 の存続を困難とする重大な事由を生じさせ たこと。
- (2) 当会社は、被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約

- (被保険者が複数である場合は、その被保険者 に係る部分とします。)を解除することができ ます。
- (3)(1)または(2)の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、次条の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4)保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより
- (1) または(2) の規定による解除がなされた場合は、(3) の規定は、次の損害については適用しません。
 - ① (1)③アからオまでのいずれにも該当 しない被保険者に生じた損害
 - ② (1)③アからオまでのいずれかに該当 する被保険者に生じた法律上の損害賠償金 の損害

第19条 (保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその 効力を生じます。

第20条 (保険料の返還または請求-告知義務・通 知義務等の場合)

- (1) 第6条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還しまたは請求します。
- (2) 第10条(通知義務)(2) の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、未経過期間(危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。)に対し日割をもって計算した保険料を返還しまたは請求します。
- (3) 保険契約者が(1) または(2) の規定による追加保険料の支払を怠った場合(当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。) は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4)(1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定により当会社がこの保険契約を解除することができるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5)(4)の規定は、危険増加が生じた場合に おける、その危険増加が生じた時より前に発生

した事故による損害には適用しません。

- (6)(1)および(2)に規定する場合のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知して承認を請求し、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間(条件を変更する時以降の期間をいいます。)に対する保険料を返還しまたは請求します。
- (7)(6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に発生した事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第21条 (保険料の返還-無効または失効の場合)

- (1) 第15条(保険契約の無効)の規定により保 険契約が無効となる場合は、当会社は、保険料 を返還しません。
- (2) 保険契約が失効した場合は、当会社は、未 経過期間(失効した時以降の期間をいいます。) に対し日割をもって計算した保険料を返還しま す。

第22条(保険料の返還-取消しの場合)

第16条(保険契約の取消し)の規定により当会社が保険契約を取り消した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

第23条 (保険料の返還-解除の場合)

- (1) 第6条(告知義務)(2)、第10条(通知義務)(2)もしくは(6)、第18条(重大事由による解除)(1)または第20条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)
- (3)の規定により当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、未経過期間(解除の時以降の期間をいいます。)に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第17条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、保険料から既経過期間(保険期間の初日から解除の時までの期間をいいます。)に対して別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、保険料が売上高、完成工事高、賃金または入場者等に対する割合によって定められたものであるときは、第14条(保険料の精算)(3)の規定に基づいて保険料を精算します。

第24条 (先取特権-法律上の損害賠償金)

(1) 第1条(保険金を支払う場合)の事故につき被保険者に対して損害賠償請求権を有する者(以下「被害者」といいます。)は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(第2条(損害の範囲)①の損害に対するものに限ります。以

下この条において同様とします。) について先 取特権を有します。

- (2) 当会社が第2条①の損害に対して保険金を 支払うのは、次のいずれかに該当する場合に限 h + す。
 - ① 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済した後に、当会社から被保険者に支払う場合(被保険者が弁済した金額を限度とします。)
 - ② 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、被保険者の指図により、当会社から直接、被害者に支払う場合
 - ③ 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、被害者が被保険者の当会社に対する保険金請求権についての先取特権を行使したことにより、当会社から直接、被害者に支払う場合
 - ④ 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを被害者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合(被害者が承諾した金額を限度とします。)
- (3) 保険金請求権は、被害者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または(2)③の場合を除き、差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第25条(保険金の請求)

- (1)被保険者の保険金請求権は、第2条(損害の範囲)①の損害に対するものは保険事故による損害が発生した時に、同条②から⑤までの損害に対するものは被保険者が費用を支出した時に、それぞれ発生します。
- (2) 被保険者の保険金請求権は、次に定める時から、これを行使できるものとします。
 - ① 第2条①の損害に対するものは、判決、調停もしくは裁判上の和解または被保険者と被害者の間の書面による合意のいずれかによって被保険者の損害賠償責任の有無および第1条(保険金を支払う場合)の損害の額が確定した時
 - ② 第2条②から⑤までの損害に対するものは、第1条の損害の額が確定した時
- (3) 被保険者が保険金の支払を請求する場合 は、次の書類または証拠のうち、当会社が求め るものを保険証券に添えて当会社に提出しなけ ればなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 被保険者が損害賠償責任を負担すること を示す判決書、調停調書もしくは和解調書 または被保険者と被害者の間の示談書
 - ③ 被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
 - ④ 被保険者が保険金の請求をすることにつ

いて被害者の承諾があったことおよびその 金額を証明する書類

- ⑤ 第2条②から⑤までの費用の支出を証す る領収書または精算書
- ⑥ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (4) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、(3) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を保険契約者または被保険者に対して求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力を行わなければなりません。
- (5) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(4)に規定する義務に違反した場合または(3)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第26条 (保険金の支払時期)

- (1)当会社は、被保険者が前条(3)に規定する手続を完了した日(以下この条において「請求完了日」といいます。)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の 状況、損害発生の有無および被保険者に該 当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認 に必要な事項として、保険金が支払われな い事由としてこの保険契約において定める 事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の 有無および内容、損害について被保険者が 有する損害賠償請求権その他の債権および 既に取得したものの有無および内容等、当 会社が支払うべき保険金の額を確定するた めに確認が必要な事項
- (2)(1)の確認を行うため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数(複数に該当する場合は、そのうち最長の日数)を経過する日

までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1) ①から④までの事項を確認するために行う警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。) 180日
- ② (1) ①から④までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域 における(1)①から⑤までの事項の確認 のための調査 60日
- ④ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本 国内において行うための代替的な手段がな い場合の日本国外における調査 180日
- (3)(1)および(2)に掲げる事項の確認または照会もしくは調査に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくこれらの実行を妨げ、またはこれらに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

第27条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支 払額)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額(以下「支払責任額」といいます。)の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金 が支払われていない場合
 - この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金 が支払われた場合

損害の額から、他の保険契約等から支払 われた保険金または共済金の合計額を差し 引いた残額。ただし、この保険契約の支払 責任額を限度とします。

第28条 (時効)

保険金請求権は、第25条(保険金の請求) (2)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第29条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害 賠償請求権その他の債権を取得した場合におい て、当会社がその損害に対して保険金を支払っ たときは、その債権は、次の額を限度として当 会社に移転します。
 - ① 当会社が損害額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険 金が支払われていない損害の額を差し引い た額

- (2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社に移 転する(1)の債権の保全および行使ならびに

そのために当会社が必要とする証拠および書類 の入手に協力しなければなりません。保険契約 者または被保険者が当会社に協力するために支 出した費用は、当会社の負担とします。

第30条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本 国内における裁判所に提起するものとします。

第31条(準拠法)

この保険約款に規定のない事項については、 日本国の法令に準拠します。

別表 (短期料率表)

| 既経過期間 | 7 | 15 日 | 1ヶ月 | 2か月 | 3か月 | 4か月 | 5か月 | 6か月 | 7か月 | 8か月 | 9か月 | 10か月 | 11か月 | 1 年 |
|-------|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|
| | ま で | ま で | ま で | ま で | ま で | ま で | ま で | ま で | ま で | ま で | ま で | ま で | ま で | ま で |
| 短期料率 | 10% | 15% | 25% | 35% | 45% | 55% | 65% | 70% | 75% | 80% | 85% | 90% | 95% | 100% |

4. 保険料に関する規定の変更特約条項

第1節 用語の定義

第1条 (用語の定義)

この特約条項において、用語の定義は、下表のとおりです。

| 用 語 | 定 義 |
|-------|--|
| 既経過期間 | 保険期間の初日からその日を含めて保険期間中の特定の日までの、既に経過した期間のことをいいます。 |
| 初回保険料 | 保険契約の締結の後、最初に払い込まれる保険料をいいます。保険料の払 込方法が一時払の場合の一時払保険料を含みます。 |
| 書面等 | 書面または当会社の定める通信方法をいいます。 |
| 追加保険料 | 契約内容変更時等に当会社が追加して請求する保険料をいいます。 |
| 保険年度 | 初年度については、保険期間が1年以上の場合には保険期間の初日からその日を含めて1年間とし、保険期間が1年未満の場合には保険期間の末日までとします。次年度以降については、保険期間の初日応当日からその日を含めてそれぞれ1年間とし、保険期間の初日応当日から保険期間の末日までが1年未満の場合には保険期間の末日までとします。ただし、保険証券にこれと異なる記載がある場合には、保険証券の記載によります。 |
| 未経過期間 | 保険期間中の特定の日の翌日から保険期間の末日までの期間のことをいい ます。 |

第2節 保険料の払込み

第1条(保険料の払込方法等)

- (1)保険契約者は、この保険契約に対する保険料を、この保険契約の締結の際に定めた回数および金額に従い、保険証券記載の払込期日までに払い込まなければなりません。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合には、初回保険料は、この保険契約の締結と同時に払い込まなければなりません。
- (2)次の①および②のすべてを満たしている場合は、当会社は、初回保険料払込前の事故による損害に対しては、この保険契約に適用される普通保険約款、特別約款および特約条項(以下「適用約款」といいます。)に規定する初回保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
 - ① 保険証券に初回保険料の払込期日の記載があること。
 - ② 次に規定する期日までに初回保険料の払込みがあること。 保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月末
- (3)次のすべてに該当する場合に、最初に保険料の払込みを怠った保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末までに被保険者が保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、既に到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額を当会社に払い込まなければなりません。保険契約者がその払い込むべき保険料の全額を払い込む前に当会社が保険金を支払っていた場合は、当会社は既に支払った保険金の返還を請求することができます。
 - (1) 保険証券に保険料の払込期日の記載がある場合
 - ② 保険契約者が、事故の発生の日以前に到来した保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険 料について払込みを怠った場合
- (4)次のすべてに該当する場合は、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害に対して保険金を支払います。
 - ① 事故の発生の目が、保険証券記載の初回保険料の払込期日以前である場合
 - ② 保険契約者が、初回保険料をその保険料の保険証券記載の払込期日までに払い込むことの確 約を行った場合
 - ③ 当会社が②の確約を承認した場合
- (5)(4)②の確約に反して、保険契約者が(2)②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠っ

た場合は、当会社は、保険契約者に対して、既に支払った保険金相当額の返還を請求することができます。

第2条(保険料の払込方法-口座振替方式)

- (1)保険契約の締結の際に、次のすべてを満たしている場合は、保険契約者は、保険証券記載の払 込期日に保険料(追加保険料を含みます。)を口座振替の方式により払い込むものとします。この場 合において、保険契約者は、保険証券記載の払込期日の前日までにその保険証券記載の払込期日に 払い込むべき保険料相当額を指定口座(保険契約者の指定する口座をいいます。以下この条におい て同様とします。)に預けておかなければなりません。
 - ① 指定口座が、提携金融機関(当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下同様とします。)に設定されていること。
 - ② 当会社の定める損害保険料口座振替依頼手続がなされていること。
- (2) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、保険証券記載の払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、保険証券記載の払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3)保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、保険証券記載の初回保険料の払込期日に初回保険料の払込みがないときは、保険契約者は、その保険料を第1条(保険料の払込方法等)(2)②に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (4) 保険契約者が第1条(保険料の払込方法等)(2)②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合において、下表の左欄のいずれかの事由に該当するときは、それに対応する下表の右欄の規定を適用します。
- ① 初回保険料の払込みを怠った理由が、提 携金融機関に対して口座振替請求が行われ なかったことによるとき。

ただし、口座振替請求が行われなかった理 由が保険契約者の責に帰すべき事由による 場合を除きます。 保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の 翌月の応当日をその初回保険料の保険証券記載の払 込期日とみなしてこの特約条項の規定を適用します。

② 初回保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めたとき。

第1条(2)②の「保険証券記載の初回保険料の払 込期日の属する月の翌月末」を「保険証券記載の初 回保険料の払込期日の属する月の翌々月末」に読み 替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合 において、当会社は保険契約者に対して保険証券記 載の初回保険料の払込期日の属する月の翌々月の保 険証券記載の払込期日に請求する保険料をあわせて 請求できるものとします。

第3条 (保険料の払込方法ークレジットカード払方式)

- (1) 保険契約の締結の際に、次のすべてに該当する場合は、保険契約者は、保険料(追加保険料を 含みます。)をクレジットカード払の方式により払い込むものとします。
 - ① 保険契約者からクレジットカード払の方式による保険料払込みの申出がある場合
 - ② 当会社が①の申出を承認する場合
- (2)(1)の場合、次の規定の適用においては、当会社が保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、払込みに使用されるクレジットカード(当会社の指定するクレジットカードに限ります。以下同様とします。)が有効であること等の確認を行ったことをもって、保険料が払い込まれたものとみなします。
 - ① 第1条(保険料の払込方法等)(1)および同条(2)
 - ② 第5条(第2回目以降の保険料不払の場合の免責等)(1)
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(2) の規定は適用しません。
 - ① 当会社が、クレジットカード会社からその保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相 当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、 クレジットカード会社に対してその保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を既 に払い込んでいるときは、保険料が払い込まれたものとみなして(2)の規定を適用します。
 - ② 会員規約等に規定する手続が行われない場合
- (4)(3)①の保険料相当額を領収できない場合は、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当会社は、その払い込んだ保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。

(5) 当会社がクレジットカード会社から保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者は、それ以降の保険料(追加保険料を含みます。)については、当会社が承認しないかぎり、クレジットカード払の方式による払込みは行わないものとします。

第4条(クレジットカード払方式以外への変更)

保険料払込方法がクレジットカード払の方式の場合で、第3条(保険料の払込方法-クレジットカード払方式)(5)の規定に基づき当会社がクレジットカード払の方式による払込みを承認しないときは、保険契約者は当会社が定める時以降に請求する保険料(当会社が定める時以降に請求する保険料には、保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料および追加保険料を含みます。)を当会社が定める方式および払込期日に従って払い込むものとします。ただし、当会社が定める方式には、口座振替の方式またはクレジットカード払の方式を含みません。

第5条(第2回目以降の保険料不払の場合の免責等)

(1) 第2回目以降の保険料について、保険契約者が次に規定する期日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、その保険証券記載の払込期日の翌日以降に生じた事故による損害に対しては保険金を支払いません。

その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末

- (2) 次のすべてに該当する場合は、当会社は、(1) の「その保険料を払い込むべき保険証券記載の 払込期日の属する月の翌月末」を「その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月 の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契 約者に対してその保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌々月の保険証券記 載の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年を超 えない保険契約において、この規定が既に適用されている保険契約者に対して、当会社は、保険期 間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。
 - ① 保険料払込方法が口座振替の方式の場合
 - ② 保険契約者が(1)に規定する期日までの第2回目以降の保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に放意または重大な過失がなかったと当会社が認めた場合

第3節 保険契約の解除の特則

第1条(保険料不払による保険契約の解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。
 - ① 初回保険料について、第2節第1条(保険料の払込方法等)(2)②に規定する期日までに、その払込みがない場合。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合は、保険期間の初日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがないときとします。
 - ② 保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料について、第2節第5条(第2回目以降の保険料不払の場合の免責等)(1)に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがない場合
 - ③ 保険料の払込方法が分割払(年払を除きます。以下同様とします。)の場合において、保険証券記載の払込期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日(保険証券記載の払込期日の次回の保険証券記載の払込期日をいいます。以下同様とします。)までに、次回払込期日に払い込むべき保険料の払込みがないとき。
 - ④ 第4節第1条(保険料の返還、追加または変更)(3)の追加保険料の払込みを怠った場合(同節第1条(1)①または②の場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。)。ただし、変更手続き完了のお知らせに追加保険料払込期日(当会社が第4節第1条(1)②の通知を受けた場合または同節第1条(1)①もしくは同節第1条(2)の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。以下同様とします。)が記載されている場合は、この規定を適用しません。
 - ⑤ 追加保険料払込期日を設定した場合において、第4節第1条(4)に規定する期日までに、 その払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みがないとき。
 - ⑥ 保険料の払込方法が分割払の場合において、保険契約者が保険料を第2節第1条(2)②に 規定する期日または同節第5条(1)に規定する期日までに払い込んだときであっても、保険 契約者がこの保険契約における保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその次回に 払い込むべき保険料の払込みを怠ったと当会社が認めるとき。
- (2)(1)⑥の規定に基づきこの保険契約を解除する場合において、当会社が既に支払った保険金(払 込みを怠ったと当会社が認めた保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の前回の保険証券記

載の払込期日の翌日以降に発生した事故による損害に対して、支払った保険金に限ります。)があるときは、当会社はこの保険金相当額の返還を請求することができます。

第2条(保険契約者による保険契約の解除の特則)

- (1) 賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第17条(保険契約者による保 険契約の解除)に定める解除の通知が行われた場合において、当会社が保険料を請求したときは、 保険契約者は、その保険料を払い込まなければ保険契約を解除することができません。
- (2) 普通保険約款第17条(保険契約者による保険契約の解除)による保険契約の解除後に当会社が保険料を請求し、第1条(保険料不払による保険契約の解除)(1)のいずれかに該当した場合には、当会社は、普通保険約款第17条に規定する保険契約者による解除を取り消し、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第3条(保険契約解除の効力)

普通保険約款第19条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、第1条(保険料不払による保険契約の解除)(1)または第2条(保険契約者による保険契約の解除の特則)(2)の規定により保険契約を解除した場合、解除の効力は、下表の左欄に対応する下表の右欄に規定する時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

| れてれば木に向かつもの外方を生します。 | | | | | |
|--------------------------|--|--|--|--|--|
| ① 第1条(1)①の規定に よる解除の場合 | 保険期間の初日 | | | | |
| ② 第1条(1)②の規定に よる解除の場合 | 第1条(1)②に規定する保険料を払い込むべき払込期日または保 険期間の末日のいずれか早い日 | | | | |
| ③ 第1条(1)③の規定に よる解除の場合 | 第1条(1)③に規定する次回払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日 | | | | |
| ④ 第1条(1)④の規定に よる解除の場合 | 第4節第1条(保険料の返還、追加または変更)(3)の追加保険料の払込みを怠った日 | | | | |
| ⑤ 第1条(1)⑤の規定に よる解除の場合 | 第4節第1条(4)に規定する期日または保険期間の末日のいずれ か早い日 | | | | |
| ⑥ 第1条(1)⑥の規定に よる解除の場合 | 第1条(1)⑥に規定する期日の前月の保険証券記載の払込期日 | | | | |
| ⑦ 第2条(2)の規定による解除の場合 | 普通保険約款第17条(保険契約者による保険契約の解除)により解除した日 | | | | |

第4節 保険料の返還、追加または変更

第1条(保険料の返還、追加または変更)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3) に規定する方法により取り扱います。
 - ① 普通保険約款第6条(告知義務)(3)③に定める承認をする場合
 - ② 普通保険約款第10条(通知義務)(1)に定める通知を受けた場合
- (2) 当会社は、(1) のほか、保険契約の締結の後、保険契約者が当会社に書面等により通知した保 険契約の条件の変更を承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3) に規定す る方法により取り扱います。この場合において、保険契約者は、正当な理由があり、かつ、当会社 が認めるときを除いてこの通知を撤回することはできません。
- (3)(1)および(2)の場合においては、下表の規定により取り扱います。

| ① 保険料払込方法が一時払 | 保険契約の条件の変更前の保険料と変更後の保険料の差額に基づき |
|---------------|----------------------------------|
| の場合 | 当会社が算出した、未経過期間に対する保険料((1)②の場合は、 |
| | 保険契約者または被保険者の通知に基づき、普通保険約款第10条(通 |
| | 知義務)(1)に規定する事実が発生した時以降の期間に対して、算 |
| | 出した保険料をいいます。)を返還し、または追加保険料を請求しま |
| | す。 |
| | |

② 保険料払込方法が一時払 以外の場合(保険料払込方 法が一時おりで保険がある (保険料あるする) (1)が第2節第1条(保)に も、私込方法での回数の 定する終了の回数の 、こする終了した場合で、き保険 料がないときましくは短短 おいとして、 りないときまして ははになった。 とことはははに でるととは、 のり扱います。 がはまり、 のり、 はによりない。 にによりない。 にによりないます。

下表に規定する保険料を保険契約の条件の変更後の保険料((1)②の場合は、保険契約者または被保険者の通知に基づき、普通保険約款第10条(1)に規定する事実が発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。)に変更します。ただし、契約内容変更日の属する保険年度においては、当会社が認める場合は、①に規定する方法により取り扱います。

| ア. 保険証券に初回保険料の払 込期日の記載がある場合 | 当会社が通知を受けた日または 承認した日の属する月の翌月以 降の保険料 |
|--------------------------------|---|
| イ. 保険証券に初回保険料の払 込期日の記載がない場合 | 当会社が通知を受けた日または 承認した日以降の保険料 |

(4)保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合((1)①または②の場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。)は、追加保険料領収前に生じた事故(当会社が(1)②の通知を受けた場合、または(1)①もしくは(2)の承認をする場合に、通知に係る危険増加が生じた日または当会社が承認を行った日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。ただし、当会社が保険期間の初日から保険料を変更する必要があると認めたときは、保険期間の初日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。)による損害に対しては、次の①または②の規定に従います。ただし、追加保険料払込期日を設定した場合で、次に規定する期日までに保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを行ったときは、この規定は適用しません。

追加保険料払込期日の属する月の翌月末

- ① (1) および (3) の規定に基づき当会社が追加保険料を請求した場合は、当会社は、保険金を支払いません ((1) ①または②の場合は、第3節第1条(保険料不払による保険契約の解除) (1) ④の規定により解除できるときに限ります。)。この場合において、既に保険金を支払っ
 - ていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。
- ② (2) および (3) の規定に基づき当会社が追加保険料を請求した場合は、当会社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、適用約款に従い、保険金を支払います。
- (5) 保険契約の失効の場合は、当会社は、付表1に規定する保険料を返還します。
- (6)次のいずれかの規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、付表1に規定する保険料を返還します。
 - ① 普通保険約款第6条(告知義務)(2)
 - ② 普通保険約款第10条 (通知義務) (2) または (6)
 - ③ 普通保険約款第18条(重大事由による解除)(1)または(2)
 - ④ 第3節第1条(保険料不払による保険契約の解除)(1)
 - ⑤ 第3節第2条(保険契約者による保険契約の解除の特則)(2)
- (7) 普通保険約款第17条(保険契約者による保険契約の解除)により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、付表2に規定する保険料を返還し、または請求できます。ただし、適用約款に保険料の精算に関する規定がある場合(保険料が、売上高、完成工事高、賃金または入場者等に対する割合によって定められたものである場合を含みます。)は、その規定に基づいて保険料を精算します。

第2条(追加保険料の払込み等-口座振替方式の場合の特則)

- (1)次の規定に基づき当会社が請求した追加保険料について、追加保険料払込期日に追加保険料の 払込みがない場合には、保険契約者は、追加保険料を第1条(保険料の返還、追加または変更)(4) に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
 - ① 第2節第2条(保険料の払込方法-口座振替方式)
 - ② 第1条(3)
- (2) 次のすべてに該当する場合は、当会社は、第1条(保険料の返還、追加または変更)(4)の「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して追加保険料払込期日の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年の保険契約において、保険契約者がこの規定を既に適用しているときは、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。
 - ① 保険契約者が追加保険料払込期日までの追加保険料の払込みを怠った場合
 - ② ①の払込みを怠ったことについて保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が

認めた場合

- (3) 当会社は、次の①および②のすべてに該当する場合においては、追加保険料払込期日の属する 月の翌月の応当日を追加保険料払込期日とみなして下表の規定を適用します。
 - ① 保険契約者が追加保険料払込期日までの追加保険料の払込みを怠った場合
 - ② ①の払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
 - ア. 第3節第1条 (保険料不払による保険契約の解除)
 - イ. 普通保険約款第19条(保険契約解除の効力) および第3節第3条(保険契約解除の効力)
 - ウ. 第2条(追加保険料の払込み等-口座振替方式の場合の特則)(1)および(2)
 - エ. 第4条(保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い)
- (4)保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、当会社が保険料を返還するときは、当会社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当会社の定める回数に分割し、当会社の定める日に指定口座(この保険契約の保険料に関して、当会社が提携金融機関に対して口座振替請求を行う口座をいいます。)に振り込むことによって行うことができるものとします。
- (5)(4)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

第3条(追加保険料の払込み等ークレジットカード払方式の場合の特則)

- (1)次の規定に基づき当会社が請求した追加保険料について、第1条(保険料の返還、追加または変更)(4)の規定の適用においては、当会社が追加保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、追加保険料の払込みに使用されるクレジットカードが有効であること等の確認を行ったことをもって、その追加保険料が払い込まれたものとみなします。
 - ① 第2節第3条(保険料の払込方法-クレジットカード払方式)
 - ② 第1条(3)
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は(1)の規定を適用しません。
 - ① 当会社がクレジットカード会社から追加保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、その追加保険料が払い込まれたものとみなして(1)の規定を適用します。
 - ② 会員規約等に規定する手続が行われない場合
- (3)(2)①の追加保険料相当額を領収できない場合は、当会社は、保険契約者に追加保険料を直接 請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して追加保険料相当 額を既に払い込んでいるときは、当会社は、その払い込んだ追加保険料相当額について保険契約者 に直接請求できないものとします。
- (4) 保険料払込方法がクレジットカード払の方式の場合で、当会社が保険料を返還するときは、当会社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当会社の定める回数に分割し、当会社の定める日に次のいずれかの方法によって行うことができるものとします。
 - 保険契約者の指定する口座への振込み
 - ② クレジットカード会社経由の返還
- (5)(4)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

第4条(保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い)

- (1) 当会社が第1条(保険料の返還、追加または変更)(3)の追加保険料の払込みについて追加保 険料払込期日を設定した場合において、次のすべてに該当するときは、当会社は、同条(4)の規 定にかかわらず、追加保険料が払い込まれたものとして、その事故による損害に対して保険金を支 払います。
 - ① 事故の発生の目が、追加保険料払込期目以前であること。
 - ② 事故の発生の日の前日までに到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の 全額が払い込まれていること。
- (2)(1)の場合において、事故の発生の日が初回保険料払込期日以前のときは、(1)に規定する「事故の発生の日の前日までに到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額」を「初回保険料」と読み替えて適用します。ただし、保険契約者が第2節第1条(保険料の払込方法等)
- (4)②に規定する確約を行い、かつ、当会社が承認した場合は、当会社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害に対して保険金を支払います。
- (3) 当会社が第1条(保険料の返還、追加または変更)(3) の追加保険料の払込みについて追加保

険料払込期日を設定した場合において、保険契約者が同条(4)に規定する期日までに追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、その払込期日の翌日以降に発生した事故による損害に対しては、次の規定に従います。

- ① 追加保険料が、第1条(1)および(3)の規定により請求したものである場合は、当会社は、保険金を支払いません。
- ② 追加保険料が、第1条(2)および(3)の規定により請求したものである場合は、当会社は、 保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、適用約款に従い、保険金を支払います。
- (4) 第1条(保険料の返還、追加または変更)(3)②の規定に基づき、当会社が保険料を変更した場合、(1)から(3)までの「追加保険料」を「保険料変更後の最初の払い込むべき保険料」と読み替えて適用します。
- (5) 第1条(保険料の返還、追加または変更)(4)ただし書の規定が適用され、かつ、事故が発生した場合において、次の①から③までに規定する日時の確認に関して、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めたときには、保険契約者または被保険者は、遅滞なくこれを提出しなければなりません。また、当会社が行う確認に協力しなければなりません。
 - ① 普通保険約款第6条(告知義務)(3)③に規定する訂正の申出が行われた日時
 - ② 普通保険約款第10条(通知義務)(1)または第1条(2)に規定する通知が行われた日時
 - ③ 事故の発生の日時

第5条(精算保険料に関する特則)

普通保険約款第14条(保険料の精算)(3)、第4節第1条(保険料の返還、追加または変更)(7) ただし書およびその他の保険料の精算に関する適用約款の規定により当会社が請求または返還する 保険料については、第2節および第1条(保険料の返還、追加または変更)(2)の規定を適用しません。

第5節 その他事項

第1条 (適用約款との関係)

- (1) この特約条項が付帯された保険契約においては、普通保険約款の次の規定を適用しません。
 - ① 第20条 (保険料の返還または請求 告知義務・通知義務等の場合)
 - ② 第21条 (保険料の返還 無効または失効の場合) (2)
 - (3) 第23条 (保険料の返還 解除の場合)
- (2) この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、適用約款の規定を適用します。

付表1 失効・当会社による解除の場合の返還保険料

| 保険期間 | 払込方法 | 返還保険料の額 |
|------|-----------|---|
| 1年 | 一時払、一時払以外 | (1)保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額(保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。) (2)未払込保険料(未経過期間に対応する保険料を含みます。以下同様とします。)がある場合は、(1)の額からその未払込保険料を差し引いた額 |
| 1年未満 | 一時払、一時払以外 | 保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額 |
| 1年超 | 一時払 | (1)保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づき算出したこの保険契約の保険期間に対応する保険料に対し、保険契約が失効した日または解除された日時点を経過年月とした付表3の「長期保険未経過料率」を乗じて算出した額(保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。) (2)未払込保険料がある場合は、(1)の額からその未払込保険料を差し引いた額 |
| | 一時払以外 | 保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額 |

付表2 保険契約者による解除の場合の返還保険料

| 保険期間 | 払込方法 | 返還保険料の額 |
|------|-------|---|
| 1年 | 一時払 | (1)保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表の「短期料率」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1)(2)(1)にかかわらず、契約条件の変更に伴い、当会社の申出に応じて保険契約者が中途更新(保険契約が解除された日を保険期間の初日として当会社と保険契約を締結することをいいます。以下同様とします。)を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1)(3)未払込保険料がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料を差し引いた額 |
| | 一時払以外 | (1)保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2)(1)にかかわらず、契約条件の変更に伴い当会社の申出に応じて保険契約者が中途更新を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1)(3)未払込保険料がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料を差し引いた額 |
| | 一時払 | 保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額 |
| 1年未満 | 一時払以外 | (1)保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表の「短期料率」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1)(2)(1)にかかわらず、契約条件の変更に伴い、当会社の申出に応じて保険契約者が中途更新を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1)(3)未払込保険料がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料を差し引いた額 |
| 1年超 | 一時払 | (1)保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき算出したこの保険契約の保険期間に対応する保険料に対し、保険契約が解除された日時点を経過年月とした付表3の「長期保険未経過料率」を乗じて算出した額(*1)(2)未払込保険料がある場合は、(1)の額からその未払込保険料を差し引いた額 |
| | 年払 | 保険期間が1年の場合における払込方法が一時払のときの算出方法 に準じて算出した額 |
| | 分割払 | 保険期間が1年の場合における払込方法が一時払以外のときの算出 方法に準じて算出した額 |

^(*1) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。

付表3 長期保険未経過料率

| 保険期間 | 1 | | |
|-------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 経過年月 | 2年 | 3年 | 5年 |
| 1 か月 | 7日まで95% 15日まで93% 16日以上88% | 7日まで97% 15日まで95% 16日以上92% | 7日まで98% 15日まで97% 16日以上95% |
| 2か月 | 83% | 88% | 93% |
| 3か月 | 78% | 85% | 91% |
| 4 か月 | 73% | 82% | 89% |
| 5か月 | 68% | 78% | 87% |
| 6か月 | 65% | 77% | 86% |
| 7か月 | 63% | 75% | 85% |
| 8か月 | 60% | 73% | 84% |
| 9か月 | 58% | 72% | 83% |
| 10か月 | 55% | 70% | 82% |
| 11か月 | 53% | 68% | 81% |
| 1年0か月 | 50% | 67% | 80% |
| 2年0か月 | 0 % | 33% | 60% |
| 3年0か月 | | 0 % | 40% |
| 4年0か月 | | | 20% |
| 5年0か月 | | | 0 % |

⁽注1) 経過年月について、1か月未満の端日数は切り上げて1か月とします。

⁽注2) 上表にない保険期間および経過年月については上表に準じて決定します。

5. 各種特別約款及び添付される特約条項

(1) 塾特別約款

第1条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社が保険金を支払う賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)の損害は、次のいずれかの事由に起因するものに限ります。
 - ① 塾の施設の所有、使用または管理
 - ② 塾の業務の遂行
- (2) 当会社は、(1) の事由に起因する事故が保険証券記載の保険期間中に日本国内において発生した場合に限り、保険金を支払います。

第2条 (用語の定義)

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用 語 | 定 義 |
|-------|---|
| 塾 | 主として未成年者を対象とし、学習、珠算、書道、外国語、華道、茶道、ピアノ、 絵画等を指導する私的教育機関であって、保険証券に記載されたものをいいます。 ただし、次のものを含みません。 ア. 野球、水泳、スキー、テニス等スポーツを指導するもの イ. もっぱら小学校就学の始期に達するまでの乳幼児を対象とするもの ウ. 主たる指導方法が通信教育によるもの エ. 学校教育法が規定する学校、専修学校および各種学校 |
| 塾の管理下 | 次のいずれかの間をいいます。 ア. 塾の授業に出席している間(休憩時間を含みます。) イ. 塾の授業開始前または授業終了後に塾の施設内にいる間 ウ. 塾が主催または共催する模擬試験、合宿、保護者会等の行事に参加してい る間 |

第3条(保険金を支払わない場合)

当会社は、普通保険約款第7条(保険金を支払わない場合)および第8条(保険金を支払わない場合)に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 施設の修理、改造または取壊し等の工事
- ② 自動車、原動機付自転車、航空機もしくは昇降機または施設外における船・車両(原動力が もっぱら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理
- ③ 塾の指導または助言の結果に起因して、塾の管理下にない間に塾の生徒に発生した事故
- ④ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその 他の財物による事故
- ⑤ 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水等の漏出、いっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いっ出による財物の損壊
- ⑥ 建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み

第4条(1事故の定義)

同一の原因または事由に起因して発生した一連の事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、 $\lceil 1$ 事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

第5条(普通保険約款等との関係)

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定を適用します。

【2018年1月1日商品改定に伴う経過措置】

1事故の定義の適用にあたっては、改定前商品で更新されたならば保険金支払の対象となったであろうと認められる事故について、更新後に発生した一連の事故のうち最初の事故を、1事故の定義における最初の事故とみなします。

● サイバー攻撃危険不担保特約条項

第1条(保険金を支払わない場合)

当会社は、直接であるか間接であるかにかか わらず、サイバーインシデントに起因する損害 または損失に対しては、保険金を支払いませ ん。ただし、サイバー攻撃によらずに生じた損 害または損失に対しては、この規定は適用しま せん。

第2条 (用語の定義)

この特約条項において、次の用語の意味は、

| それぞれ次の定義によります。 | | | |
|--------------------|--|--|--|
| 用 語 | 定 義 | | |
| サイバー インシデ ント | 次の事象をいいます。 ア・サイバー攻撃により生じた事象 イ・サイバー攻撃により生じた事象 イ・サイバー攻撃以外の事由により生じた次の事象 (ア)不測の事由により生じた、ソフトウェアまたは磁気的もしくくが、光学的に記録されたデータの減失、破損、書換え、消失または流出 (イ)不測の事由により生じた、コンピュータシステムの機能のう)不測の事由により生じた、コンピュータシステムの機能して、は、ア)および(イ)を除きます。 (エ)コンピュータシステムのりまでを除きます。 | | |
| サイバー攻撃 | コンピュータシステムしたは保証を ではそのれるこのには保証を ではそのれるでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | | |

| 用 語 | 定 義 |
|--------------------|--|
| コン ピュータ システム | 情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通信用回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁気的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含みます。 |

●漏水担保特約条項(塾特別約款用)

この保険契約において、塾特別約款第3条(保 険金を支払わない場合)⑤の規定は、適用しませ

訴訟対応費用担保特約条項

第1条 (訴訟対応費用の支払)

当会社は、賠償責任保険普通保険約款(以下 「普通保険約款」といいます。) 第1条(保険 金を支払う場合)の規定にかかわらず、同条に 規定する事故またはこの保険契約に付帯される 特別約款もしくは特約条項に規定する事故に起 因して日本国内において提起された被保険者に 対する損害賠償請求訴訟について、被保険者が 訴訟対応費用(その額および使途が社会通念 上、妥当と認められるものに限ります。)を支 出したことによって被る損害に対して、保険金 を支払います。

第2条 (用語の定義)

この特約冬頃において 次の田語の音味け

| 次の定義によります。 | | | |
|------------|---|--|--|
| 用 語 | 定 義 | | |
| 訴訟対応費用 | 次の費用のうち、前条の損害賠償請求 訴訟に対応するために直接必要なもの をいいます。 ア. 被保険者の使用人の超過勤務手 当または臨時雇用費用 イ. 被保険者の役員または使用人の 交通費または宿泊費 ウ. 増設コピー機のリース費用 エ. 被保険者が自らまたは外部の実 験機関に委託して行う事故の再現 実験費用 オ. 事故原因の調査費用 カ. 意見書・鑑定書の作成費用 | | |

第3条 (責任の限度)

当会社は、1回の事故について、第1条(訴 訟対応費用の支払)の損害の額が保険証券に記 載された免責金額を超過する場合に限り、その 超過額のみに対して、保険金を支払います。た だし、当会社が支払う保険金の額は、保険証券

出する文書の作成費用

キ. 相手方当事者または裁判所に提

に記載された支払限度額を限度とします。

第4条(普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約条項の規定を適用します。

● 初期対応費用担保特約条項

第1条(初期対応費用の支払)

当会社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、同条に規定する事故またはこの保険契約に付帯される特別約款もしくは特約条項に規定する事故について、被保険者が初期対応費用(その額および使途が社会通念上、妥当と認められるものに限ります。)を支出したことによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条 (用語の定義)

この特約条項において、次の用語の意味は、 次の定義によります。

| 用 | | <u> </u> |
|---|--------------|--|
| るために直接必要なものをいいます。 ア. 事故現場の保存、事故状況の調 査・記録、写真撮影または事故原 | 用 語 | 定義 |
| イ. 事故現場の取り片付け費用 ウ. 被保険者の役員または使用人を 事故現場に派遣するための交 費・宿泊費等の費用 エ. 通信費 オ. 事故が他人の身体の障害である見 場合において、被害者に対対の 舞金目しくはだし、1事故にがの 養金引 1名にでき保険 調記載の額を である見購て を書者1名に度額」欄記載の額を 限度とします。 カ. を得て支出を新聞等への約 を得て支出された新聞等へのおきである が広告の掲載費用 キ. その他アからカまでに準ずる害 が広告の地アからカまでに準ずる害 が広告の地アからカまでに準ずる書以 外の事故について被保険者が費 用。ただし、他人の身体の障が がの事故について被保険者が費 れった見舞金または見舞品購入費 用を含みません。 | 1277747 4713 | るために直接必要なものをいいます。 ア. 事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影または事故 因の調査の費用 イ. 事故現場の殺員またはのの 力. 被限別場でであるにはののでではでいる。 費・宿泊費 オ. 事故が他人の身体の障害である品いにである。 舞金間をして、香典またはだの 舞音を出ているといったが、の 舞音を出ているという。 舞音を記された。 無はいて、一般におい「額を を選集者をはいる。 を選集者をはいる。 を選集者をはない。 がではいるとはだしのきない。 を選集者をはない。 を選集者をはない。 を選集者をはない。 を関度を回じまる。 を関度を回じまる。 かの事として、他人の身体の着には、 が広告の他アからからからが、の事はについて被と、 がなる。 がなたの他では、の事がの事が、の事が、の。 をのいて、をといる。 をいると、 ないる。 ないる。 ないると、 ないると、 ないる。 |

第3条 (責任の限度)

当会社は、1回の事故について、第1条(初期対応費用の支払)の損害の額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。ただし、当会社が支払う保険金の額は、保険証券に記載された支払限度額を限度とします。

第4条(普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、 この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款 ならびにこの保険契約に付帯される特別約款お よび他の特約条項の規定を適用します。

(2) 塾生徒特別約款

第1条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社が保険金を支払うべき賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。) 第1条(保険金を支払う場合)の損害は、日本国内において発生した塾の管理下における塾の生徒 の行為に起因する偶然な事故による損害に限ります。
- (2) 次条に規定する被保険者相互間における他の被保険者については、普通保険約款第1条の他人とみなします。

第2条 (被保険者の範囲)

- この特別約款において、被保険者とは、次の者(責任無能力者を含みません。)をいいます。
- ① 塾の生徒
- ② 塾の生徒の親権者その他の法定の監督義務者

第3条 (用語の定義)

この保険契約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用 語 | 定 義 | | |
|-------|---|--|--|
| 塾 | 主として未成年者を対象とし、学習、珠算、書道、外国語、華道、茶道、ピアノ、絵画等を指導する私的教育機関であって、保険証券に記載されたものをいいます。 ただし、次のものを含みません。 ア. 野球、水泳、スキー、テニス等スポーツを指導するものイ. もっぱら小学校就学の始期に達するまでの乳幼児を対象とするものウ. 主たる指導方法が通信教育によるものエ. 学校教育法が規定する学校、専修学校および各種学校 | | |
| 塾の管理下 | 次のいずれかの間をいいます。 ア. 塾の授業に出席している間(休憩時間を含みます。) イ. 塾の授業開始前または授業終了後に塾の施設内にいる間 ウ. 塾が主催または共催する模擬試験、合宿、保護者会等の行事に参加 している間 | | |

第4条(保険金を支払わない場合)

当会社は、普通保険約款第7条(保険金を支払わない場合)および第8条(保険金を支払わない場合)に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 被保険者の心神喪失に起因する賠償責任
- ② 被保険者の、または被保険者の指図による暴行・殴打に起因する賠償責任
- ③ 航空機、船舶・車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)または銃器(空気銃を 除きます。)の所有、使用または管理に起因する賠償責任

第5条(保険金を支払わない場合の適用除外)

普通保険約款第8条(保険金を支払わない場合)④の規定は、被保険者が家事使用人として使用する者については、適用しません。

第6条(普通保険約款等との関係)

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定を適用します。

● 傷害担保特約条項(塾生徒用)

第1条(保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、日本国内において、被保険者が 次の①または②の間に生じた急激かつ偶然な外 来の事故(以下「事故」といいます。)によっ てその身体に被った傷害に対して、この特約条 項、塾生徒特別約款および賠償責任保険普通保 険約款(以下「普通保険約款」といいます。)に 従い保険金(死亡保険金、後遺障害保険金、入 院保険金または通院保険金をいいます。)を支払 います。

① 保険証券記載の塾(以下「塾」といいま

す。) の管理下にある間

- ② 塾と自宅との往復途上にある間
- (2)(1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生じる中毒症状(有毒ガスまたは有毒物質を継続的に吸入、吸収または摂取した結果として生じる中毒症状を除きます。)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

第2条(被保険者)

この特約条項において、被保険者とは、塾に 在籍するすべての生徒をいいます。

第3条 (用語の定義)

この特約条項において、次の用語の意味は、 それぞれ次の定義によります。

| 用 語 | 定義 |
|--------------------|---|
| 塾と自宅 との往復 途上 | 自宅または学校から塾の管理下に入る までの間および塾の管理下を離れて帰 宅するまでの間をいいます。ただし、 通常の経路を著しく逸脱した場合を除 きます。 |
| 自動車等 | 自動車または原動機付自転車をいいます。 |
| 治療 | 医師(被保険者が医師である場合は、 被保険者以外の医師をいいます。以下 同様とします。)が必要であると認め、 医師が行う治療をいいます。 |
| 後遺障害 | 治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。 |
| 入院 | 自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 |
| 通院 | 病院もしくは診療所に通い、または往 診により、治療を受けることをいいま す。ただし、治療を伴わない、薬剤、 診断書、医療器具等の受領等のための ものは含みません。 |

第4条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由に よって生じた傷害に対しては、保険金を支払い ません。なお、規定の適用の判断は、被保険者 ごとに個別に行うものとします。
 - ① 保険契約者(保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。)または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 保険金を受け取るべき者(保険金を受け 取るべき者が法人である場合は、その理 事、取締役その他法人の業務を執行する機

関をいいます。)の故意または重大な過失。 ただし、その者が死亡保険金の一部の受取 人である場合は、保険金を支払わないのは その者が受け取るべき金額に限ります。

- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘 争行為
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に 生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気 を帯びた状態で自動車等を運転している 間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険 ドラッグ(医薬品、医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 第2条第15項に定める指定薬物をいい ます。)、シンナー等(毒物及び劇物取締 法第3条の3の規定に基づく政令で定め るものをいいます。)を使用した状態で 自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ② 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、保険金を支払います。
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑩ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、 内乱、武装反乱その他これらに類似の事変 または暴動(群衆または多数の者の集団の 行動によって、全国または一部の地区にお いて著しく平穏が害され、治安維持上重大 な事態と認められる状態をいいます。)
- ① 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ② ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (13) ①以外の放射線照射または放射能汚染
- (2) 当会社は、被保険者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」をいいます。)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。)のないものに対しては、その症状の原因が何であるかにかかわらず、保険金を支払いません。

第5条 (死亡保険金の支払)

- (1) 当会社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険証券記載の死亡・後遺障害保険金額(以下「保険金額」といいます。)の全額(同一被保険者について既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。)を死亡保険金として法定相続人に支払います。
- (2) 法定相続人が2名以上である場合は、当会 社は、法定相続分の割合により死亡保険金を法 定相続人に支払います。
- (3)(2)の場合において、当会社は、代表者 1名を定めることを求めることができます。こ の場合において、代表者は他の法定相続人を代 理するものとします。
- (4)(3)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、法定相続人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の法定相続人に対しても効力を有するものとします。

第6条(後遺障害保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

保険金額×

別表1に掲げる各 等級の後遺障害に 対する保険金支払 割合

後遺障害保険 金の額

- (2)(1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定し、(1)の規定に従って算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。
- (3) 別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 同一の事故により、2種以上の後遺障害が 生じた場合は、当会社は、保険金額に次の保険 金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として 支払います。
 - ① 別表1の第1級から第5級までに掲げる 後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺 障害に該当する等級の3級上位の等級に対 する保険金支払割合
 - ② ①以外の場合で、別表1の第1級から第 8級までに掲げる後遺障害が2種以上ある

ときは、重い後遺障害に該当する等級の2 級上位の等級に対する保険金支払割合

- ③ ①および②以外の場合で、別表1の第1 級から第13級までに掲げる後遺障害が2種 以上あるときは、重い後遺障害に該当する 等級の1級上位の等級に対する保険金支払 割合。ただし、それぞれの後遺障害に対す る保険金支払割合の合計の割合が上記の保 険金支払割合に達しない場合は、その合計 の割合を保険金支払割合とします。
- ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障 害の該当する等級に対する保険金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある被保険者が第1条の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

別表1に掲げる加重後の 後遺障害に該当する等級 に対する保険金支払割合

既にあった後遺障害 に該当する等級に対 する保険金支払割合

画用する

(6)(1)から(5)までの規定に基づいて、 当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保 険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第7条 (入院保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

保険証券 記載の入 院保険金 日額

せん。)

入院保険 金の額

- (2)(1)の期間には、臓器の移植に関する法律 第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第 4項で定める医師により「脳死した者の身体」 との判定を受けた後、その身体への処置がされ た場合であって、その処置が同法附則第11条に 定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の 給付としてされたものとみなされる処置(医療 給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関 係各法の適用があれば、医療の給付としてされ たものとみなされる処置を含みます。)である ときは、その処置日数を含みます。
- (3) 被保険者が(1)の入院保険金の支払を受けられる期間中にさらにその支払を受けられる

傷害を被った場合においても、当会社は、重複 しては入院保険金を支払いません。

第8条 (通院保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

保険証券記 載の通院保 × 険金日額

通院保険 金の額

- (2) 被保険者が通院しない場合においても、別表2に掲げる部位にギプス等(ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース(下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。)、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易を常きなります。)と常時装着したときは、その装着日数について、
- (1)の通院をしたものとみなします。ただし、診断書に別表2に掲げる部位にギプス等の装着をした旨の医師の証明が記載されており、かつ、診療報酬明細書等にギプス等の装着に関する記載がなされている場合に限ります。
- (3) 当会社は、(1) および(2) の規定にかかわらず、前条(1) の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (4) 被保険者が(1)の通院保険金の支払を受けられる期間中にさらにその支払を受けられる 傷害を被った場合においても、当会社は、重複 しては通院保険金を支払いません。

第9条(当会社の責任限度額)

当会社がこの特約条項に基づいて支払うべき 死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険 期間を通じ、被保険者ごとに保険証券記載の保 険金額をもって限度とします。

第10条 (死亡の推定)

被保険者が搭乗している航空機または船舶が 行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日 を経過してもなお被保険者が発見されないとき は、被保険者は、その航空機または船舶が行方 不明となった日または遭難した日に第1条(保 険金を支払う場合)の傷害によって死亡したも のと推定します。

第11条(他の身体の障害または疾病の影響)

- (1)被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被った時に既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社が支払う保険金の額は、その影響がなかった場合に相当する金額とします。
- (2) 被保険者が正当な理由なく治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、第1条の傷害が重大となった場合も、当会社は、
- (1) と同様の方法で保険金を支払います。

第12条 (事故の通知)

- (1)被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、れに応じなければなりません。
- (2)被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第13条(保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
 - ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
 - ② 後遺障害保険金については、被保険者に 後遺障害が生じた時または事故の発生の日 からその日を含めて180日を経過した時の いずれか早い時
 - ③ 入院保険金については、被保険者が被った第1条(保険金を支払う場合)の傷害の

- 治療を目的とした入院が終了した時または 事故の発生の日からその日を含めて180日 を経過した時のいずれか早い時
- ④ 通院保険金については、被保険者が被った第1条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- (2)被保険者または保険金を受け取るべき者が 保険金の支払を請求する場合は、別表3に掲げ る書類のうち当会社が求めるものを提出しなけ ればなりません。
- (3)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居しまたは生計を共にする 配偶者(法律上の配偶者に限ります。以下 同様とします。)
 - ② ①に規定する者がいない場合またはその 者に保険金を請求できない事情がある場合 は、被保険者と同居しまたは生計を共にす る3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合またはこれらの者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者または②以外の3親等内の親族
- (4)(3)の規定による被保険者の代理人から の保険金の請求に対して、当会社が保険金を支 払った後に、重複して保険金の請求を受けたと しても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力を行わなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け 取るべき者が正当な理由なく(5)に規定する 義務に違反した場合または(2)、(3)もしく は(5)の書類に事実と異なる記載をし、もし くはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変 造した場合は、当会社は、それによって当会社 が被った損害の額を差し引いて保険金を支払い ます。

第14条 (保険金の支払時期)

(1) 当会社は、請求完了日(被保険者または保 険金を受け取るべき者が前条(2)および(3) の規定による手続を完了した日をいいます。以 下同様とします。)からその日を含めて30日以

- 内に、当会社が保険金を支払うために必要な次 の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の 状況、傷害発生の有無および被保険者に該 当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認 に必要な事項として、保険金が支払われな い事由としてこの保険契約において定める 事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- (2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数(複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
 - ① (1) ①から④までの事項を確認するために行う警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。) 180日
 - ② (1) ①から④までの事項を確認するために行う医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90 日
 - ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容 およびその程度を確認するために行う医療 機関による診断、後遺障害の認定に係る専 門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法が適用された災害の被災地域 における(1)①から④までの事項の確認 のための調査 60日
 - ⑤ (1) ①から④までの事項の確認を日本 国内において行うための代替的な手段がな い場合の日本国外における調査 180日
- (3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものと
 - (1) または(2) の期間に算入しないものとします。
- (4)(1)または(2)の規定による保険金の 支払は、保険契約者、被保険者または保険金を

受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した 場合を除いては、日本国内において日本国通貨 をもって行うものとします。

第15条(当会社の指定する医師が作成した診断書 等の要求)

(1) 当会社は、第12条(事故の通知)の通知または第13条(保険金の請求)の請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。(2)(1)の規定による診断または死体の検案(死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。)のために要した費用(収入の喪失を含みません。)は、当会社が負担します。

第16条(普通保険約款の適用除外)

当会社は、この特約条項において、普通保険 約款第27条(他の保険契約等がある場合の保険 金の支払額)の規定を適用しません。

第17条 (重大事由解除に関する特則)

Γ

この特約条項において、当会社は、普通保険 約款第18条(重大事由による解除)の規定を次 のとおり読み替えます。

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由が ある場合は、保険契約者に対する書面による通 知をもって、この保険契約を解除することがで きます。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に 基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当する
 - ア. 反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。以下同様とします。)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供 し、または便宜を供与する等の関与をし ていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると 認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難さ

れるべき関係を有していると認められること。

- ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険 契約者、被保険者または保険金を受け取る べき者が、①から④までの事由がある場合 と同程度に当会社のこれらの者に対する信 頼を損ない、この保険契約の存続を困難と する重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(その被保険者に係る部分に限ります。)を解除することができます。
 - ① 被保険者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
 - ② 被保険者に生じた傷害に対して支払う保 険金を受け取るべき者が、(1)③アから オまでのいずれかに該当すること。
- (3)(1)または(2)の規定による解除が傷害((2)の規定による解除がなされた場合は、その被保険者に生じた傷害をいいます。以下同様とします。)の発生した後になされた場合であっても、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害に対しては、次条の規定にかかわらず、当会社は、保険金((2)②の規定による解除がなされた場合は、保険金を受け取るべき者のうち、(1)③アからき金をでいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。以下この条において同様としまで。の場合において、既に保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第18条(代位)

当会社が保険金を支払った場合であっても、 普通保険約款第29条(代位)の規定にかかわら ず、被保険者またはその法定相続人がその傷害 について第三者に対して有する損害賠償請求権 は、当会社に移転しません。

第19条 (読替規定)

(1) この特約条項においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。

| 普通保険約款の規定 | 読替前 | 読替後 |
|--|-------------|-----|
| 第5条(保険責任の始期および終期)(3)、第6条(告知義務)(3)③、(4)および(5)、第10条(通知義務)(4)、(5)および(7)ならびに第20条(保険料の返還または請義務・通知義務・の場合)(5)および(7) | 事故による 損害 | 傷害 |

(2) この特約条項においては、保険料に関する 規定の変更特約条項を下表のとおり読み替えま す。

| 9 0 | | |
|---|------------------------------|---------------------|
| 保険料に関する規定の 変更特約条項の規定 | 読替前 | 読替後 |
| 第2節第1条(保険料の払込方法等)(2) | 初回保険料 払込前の事 故による損 害 | 初回保険料 払込前の傷 害 |
| 第2節第1条(2) および第4節第1条 (保険料の返還、追加または変更)(4) | 生じた事故 | 生じた傷害 |
| 第2節第1条(3) ②および(4)①な らびに第4節第4 条(保険料を変更す る必要がある場合の 事故発生時等の取扱 い)(1)①、②およ び(2) | 事故の発生の日 | 傷害の発生 の日 |
| 第2節第1条(4)、 第2節第5条(第2 回目以降の保険料不 払の場合の免責等) (1)、第3節第1 条(保険料の好験等) (2)および第4 第4条(1)から(3) まで | 事故による損害 | 傷害 |
| 第4節第1条(4) | による損害 に対しては、 | に対しては、 |
| 第4節第4条(5) | 事故 | 傷害 |

第20条(普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、 この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款 および塾生徒特別約款の規定を準用します。

別表1 後遺障害等級表

| 別表 1 | 後遺障害等級表 | |
|------|--|-------------|
| 等級 | 後遺障害 | 保険金 支払割合 |
| 第1級 | (1) 両限が失明したもの (2) 咀しゃくおはび言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの | 100% |
| 第2級 | (1) 1 服が失明し、他服の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの(2) 両服の矯正視力が0.02以下になったもの(3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの(5) 両上肢を手関節以上で失ったもの(6) 両下肢を足関節以上で失ったもの | 89% |
| 第3級 | (1) 1 服が失明し、他服の矯正視力が0.06 以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節関節、その他の手指は近位指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同樣とします。) | 78% |
| 第4級 | (1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの(2) 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの(3) 両耳の聴力を全く失ったもの(4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの(5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの(6) 両手の手指の全部の用を廃したもの(手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運 | 69% |

| 第4級 | 動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) | 69% |
|-----|--|-----|
| | (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの | |
| 第5級 | (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1 以下になったもの | 59% |
| | (2) 神経系統の機能または精神に著しい 障害を残し、特に軽易な労務以外の労 | |
| | 務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残 | |
| | し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの | |
| | (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの | |
| | (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの | |
| | (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの(足 | |
| | 指を失ったものとは、その全部を失っ たものをいいます。以下同様とします。) | |
| 第6級 | (1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの | 50% |
| | (2) 咀しゃくまたは言語の機能に著しい 障害を残すもの | |
| | (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になった | |
| | 80 | |
| | (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力 が40cm以上の距離では普通の話声を解 | |
| | することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を | |
| | 残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を | |
| | 廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を 廃したもの | |
| | (8) 1手の5の手指または母指を含み4の 手指を失ったもの | |
| 第7級 | (1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの | 42% |
| | (2) 両耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度 | |
| | になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力 | |
| | が1m以上の距離では普通の話声を解 | |
| | することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を 残し、軽易な労務以外の労務に服する | |
| | ことができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽 | |
| | 易な労務以外の労務に服することがで きないもの | |
| | (6) 1手の母指を含み3の手指または母 指以外の4の手指を失ったもの | |
| | (7) 1手の5の手指または母指を含み4 の手指の用を廃したもの | |
| | . 1 14 7/4 6/5 0/6 0 7 | |

| tota = torr | (a) a II have a see III Mahi tadi. | 1001 |
|-------------|--|------|
| 第7級 | (8) 1足をリスフラン関節以上で失った もの | 42% |
| | (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動 | |
| | 障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動 | |
| | 障害を残すもの | |
| | (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの | |
| | (足指の用を廃したものとは、第1の 足指は末節骨の半分以上、その他の足 | |
| | 指は遠位指節間関節以上を失ったもの | |
| | または中足指節関節もしくは近位指節 間関節(第1の足指にあっては指節間 | |
| | 関節)に著しい運動障害を残すものを | |
| | いいます。以下同様とします。) | |
| | (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの | |
| 第8級 | (1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視 | 34% |
| 1, 5,00 | 力が 0.02 以下になったもの | /- |
| | (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母 | |
| | 指以外の3の手指を失ったもの | |
| | (4) 1手の母指を含み3の手指または母 指以外の4の手指の用を廃したもの | |
| | (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの | |
| | (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を | |
| | 廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を | |
| | 廃したもの | |
| | (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの | |
| | (10) 1 足の足指の全部を失ったもの | |
| 第9級 | (1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったも | 26% |
| | の (2) 1 眼の矯正視力が 0.06 以下になった | |
| | もの (3) 両限に半盲症、視野狭窄または視野 | |
| | 変状を残すもの (4) 両服のまぶたに著しい欠損を残すも | |
| | 0 | |
| | (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの | |
| | (6) 咀しゃくおよび言語の機能に障害を 残すもの | |
| | (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普 | |
| | 通の話声を解することができない程度 | |
| | になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声 | |
| | を解することができない程度になり、 | |
| | 他耳の聴力が1m以上の距離では普通 の話声を解することが困難である程度 | |
| | になったもの | |
| | (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を | |
| | 残し、服することができる労務が相当 | |
| | な程度に制限されるもの | |

| 第9級 | (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の離状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの | 26% | 第12級 |
|------|--|-----|------|
| 第10級 | (1) 1眼の矯正視力が 0.1 以下になったものの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14 歯以上に対し歯科補綴を加えたものの (5) 両耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの | 20% | |
| | (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの | | 第13級 |
| 第11級 | (1) 両限の限球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両限のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1限のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの | 15% | |
| | (6) 1耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの | | 第14級 |

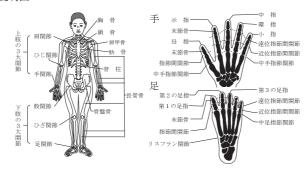
| 第12級 | (1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害ま | 10% |
|------|--|-----|
| | たは運動障害を残すもの (2) 1 服のまぶたに著しい運動障害を残 | |
| | すもの (2) 7 生り 1.12 七) 生り 1.4級 2 4日 2 よく | |
| | (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの | |
| | (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの | |
| | (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨 盤骨に著しい変形を残すもの | |
| | (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能 | |
| | に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能 | |
| | (1) 1下版の3人関即中の1 関即の候能 に障害を残すもの | |
| | (8) 長管骨に変形を残すもの | |
| | (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を | |
| | 廃したもの | |
| | (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第 | |
| | 2の足指を含み2の足指を失ったも のまたは第3の足指以下の3の足指を | |
| | 失ったもの | |
| | (12) 1足の第1の足指または他の4の足 指の用を廃したもの | |
| | (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの | |
| | (14) 外貌に醜状を残すもの | |
| 第13級 | (1) 1 眼の矯正視力が 0.6 以下になったも の | 7 % |
| | (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野 | |
| | 変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの | |
| | (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しま | |
| | たはまつげはげを残すもの (5) 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたも | |
| | の | |
| | (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの | |
| | (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったも | |
| | 0 | |
| | (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2 | |
| | の足指を失ったもの | |
| | (11) 1 足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を | |
| | 廃したものまたは第3の足指以下の3 | |
| | の足指の用を廃したもの | |
| 第14級 | (1) 1 服のまぶたの一部に欠損を残し、 またはまつげはげを残すもの | 4 % |
| | (2) 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたも | |
| | の (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小 | |
| | (3) 1年の郷刀が1m以上の距離では小 声を解することができない程度になっ | |
| | たもの | |
| | (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの 醜いあとを残すもの | |
| | | |

| 第14級 | (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの | 4 % |
|------|----------------------|-----|
| | 醜いあとを残すもの | |
| | (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部 | |
| | を失ったもの | |
| | (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間 | |
| | 関節を屈伸することができなくなった | |
| | 80 | |

第14級 (8) 1足の第3の足指以下の1または2 4 % の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の 規定中「以上」とはその関節より心臓に 近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表2 ギプス等の装着部位

- 1. 長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、 脛骨および腓骨をいいます。以下同様とし ます。) または脊柱
- 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の三大関節部分(肩関節、計関節、手関節、股関節、

膝関節および足関節をいいます。)

- 3. 肋骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限ります。
- 4. 顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。

別表3 保険金請求書類

| 提出書類 | 死亡 | 後遺 障害 | 入院 | 通院 |
|---|----|----------|----|----|
| 1. 保険金請求書 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2. 保険証券 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3. 当会社の定める傷害状 況報告書 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 4. 公の機関(やむを得ない場合は、第三者)の事故証明書 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 5. 死亡診断書または死体 検案書 | 0 | | | |
| 6. 後遺障害もしくは傷害 の程度を証明する被保険 者以外の医師の診断書 | | 0 | 0 | 0 |
| 7. 入院日数または通院日 数を記載した病院または 診療所の証明書類 | | | 0 | 0 |
| 8. 死亡保険金受取人(死 亡保険金受取人の指定の ない場合は、被保険者の 法定相続人)の印鑑証明 書 | 0 | | | |

| _ | | | | |
|---|----|----------|----|----|
| 提出書類 | 死亡 | 後遺 障害 | 入院 | 通院 |
| 9. 被保険者の印鑑証明書 | | 0 | 0 | 0 |
| 10. 被保険者の戸籍謄本 | 0 | | | |
| 11. 法定相続人の戸籍謄本 (死亡保険金受取人の指 定がない場合) | 0 | | | |
| 12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑 証明書(保険金の請求を 第三者に委任する場合) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 13. 1.から12.までの他当会社が第14条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書等において定めたもの | 0 | 0 | 0 | 0 |

注 保険金を請求する場合は、○を付した書類の うち当会社が求めるものを提出しなければなり ません。

(3) 自治会活動特別約款

第1章 賠償責任担保条項

第1条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社が保険金を支払うべき賠償責任保険普通保険約款(以下この特別約款において「普通保険約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)の損害は、自治会が所有、使用もしくは管理する施設(以下この特別約款において「施設」といいます。)または自治会が行う自治会活動の遂行に起因する損害および自治会に加入している住民(以下この特別約款において「住民」といいます。)が自治会活動に従事している間もしくは自治会行事に参加している間(以下この特別約款において「自治会活動等に従事または参加している間」といいます。)に生じた偶然な事故に起因する損害に限ります。
- (2) 第2条(被保険者の範囲)に規定する被保険者相互間における他の被保険者については、普通保険約款第1条の他人とみなします。

第2条(被保険者の範囲)

この担保条項において、被保険者とは、次の者(責任無能力者を含みません。)をいいます。

- 自治会
- ② 住民

第3条(保険金を支払わない場合の規定の排除)

- (1) 普通保険約款第8条(保険金を支払わない場合)②の規定は、第1条(保険金を支払う場合)の自治会活動の遂行のために自治会が一時的に使用、管理する他人(住民を含みます。)の財物の損壊については、適用しません。
- (2) 普通保険約款第8条④の規定は、第1条の自治会活動の遂行の補助者として被保険者が使用する者については、適用しません。

第4条(保険金を支払わない場合)

当会社は、被保険者が次の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、いっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いっ出による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ② 屋根、壁、扉、窓、通風孔等から浸入する雨または雪等による財物の損壊に起因する損害賠 償責任
- ③ 施設の修理、改造、取壊し等の工事に起因する損害賠償責任。ただし、自治会活動または自治会行事(以下この特別約款において「自治会活動等」といいます。)に使用するテント、やぐらおよびその他の仮施設に対する修理、改造、取壊し等の工事に起因するものを除きます。
- ④ 航空機、昇降機、自動車等または施設外における船もしくは車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑤ 自治会活動等の終了後に、その活動等の結果に起因して負担する損害賠償責任。ただし、被保険者が自治会活動等の行われた場所に放置または遺棄した施設(仮施設を含みます。)、設備・装置または資材および自治会活動等のために被保険者が提供した飲食物は、自治会活動等の結果とはみなしません。

第5条(責任の限度)

当会社の責任は、1回の事故につき、複数の被保険者が損害賠償責任を負った場合でも保険証券 記載の支払限度額をもって限度とします。

第6条(保険金の請求)

被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第25条 (保険金の請求)(3)に規定する書類または証拠のほかに自治会の責任者が発行する自治会活動等 に従事または参加している間に生じた事故に起因する損害であることを証明する書類を当会社に提 出しなければなりません。

第2章 傷害見舞費用担保条項

第7条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、住民以外の住民の親族および自治会より自治会活動等に参加の依頼を受けた者が自治会活動等に従事または参加している間に、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被り、その直接の結果として8日以上入院し、または事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合もしくは死亡した場合において、その傷害に対し、自治会が損害賠償金を支払うことなく慣習として支払う見舞金(弔慰金を含みます。)を当会社の同意を得て支払ったときは、この担保条項および基本条項の規定に従い傷害見舞費用保険金を被保険者に支払います。
- (2)(1)に規定する傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
- (3)(1)の規定に基づき当会社が支払うべき保険金の額は、1回の事故につき被害者1名について 別表1に記載する金額を限度とします。

第8条(被保険者)

この担保条項において、被保険者とは、自治会をいいます。

第9条(支払保険金の競合)

- (1) 当会社は、同一の事故により同一の被害者に対して支払うべき、入院に係る傷害見舞費用保険金と後遺障害に係る傷害見舞費用保険金とが競合し、または入院に係る傷害見舞費用保険金と死亡に係る傷害見舞費用保険金とが競合した場合は、その合計額を支払います。
- (2) 当会社は、同一の事故により同一の被害者に対して死亡に係る傷害見舞費用保険金を支払う場合において、既に支払った後遺障害に係る傷害見舞費用保険金があるときは、死亡に係る傷害見舞費用保険金から既に支払った金額を控除した残額を支払います。

第10条(事故の通知)

- (1) 見舞金を支払うべき傷害が発生したことを保険契約者または被保険者が知った場合は、保険契約者または被保険者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(1)の規定に違反したとき、または、その通知もしくは説明につき知っている事実を告げずもしくは事実と異なることを告げたときは、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条(保険金の請求)

- (1) 当会社に対する傷害見舞費用保険金の請求権は、第7条(保険金を支払う場合)の見舞金を支払った時から発生し、これを行使できるものとします。
- (2) 被保険者が第7条の規定に基づき傷害見舞費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第25条(保険金の請求)(3)①および⑥に規定する書類または証拠のほかに次の書類を当会社に提出しなければなりません。
 - ① 自治会の責任者が発行する自治会活動等に従事または参加している間の事故であることを証明する書類
 - ② 被保険者が支払った見舞金に係る被害者またはその法定相続人の受領書等被保険者の支払を 証明する書類
 - ③ 被害者が死亡した場合は、死亡診断書または死体検案書
 - ④ 被害者が後遺障害を被った場合は、後遺障害の程度を証明する医師の診断書
 - ⑤ 被害者が入院した場合は、傷害の程度を証明する医師の診断書および入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
- (3) 当会社は、(2) に規定する提出書類の一部の省略を認めることがあります。

第12条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等(第7条(保険金を支払う場合)の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。以下この担保条項において同様とします。)がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額(以下この担保条項において「支払責任額」といいます。)の合計額が見舞金の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

見舞金の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第13条 (読替規定)

(1) この担保条項においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。

| 普通保険約款の規定 | 読替前 | 読替後 |
|---|-----|-----|
| 第5条(保険責任の始期および終期)(3)、 第6条(告知義務)(3)③、(4)および(5)、 第10条(通知義務)(4)、(5)および(7)、 第18条(重大事由による解除)(3)ならび に第20条(保険料の返還または請求-告知 義務・通知義務等の場合)(5)および(7) | | 傷害 |

(2) この担保条項においては、保険料に関する規定の変更特約条項を下表のとおり読み替えます。

| 保険料に関する規定の変更特約条項の規定 | 読替前 | 読替後 |
|--|----------------------|-------------|
| 第2節第1条(保険料の払込方法等)(2) | 初回保険料払込前の事故 による損害 | 初回保険料払込前の傷害 |
| 第2節第1条(2)および第4節第1条(保 険料の返還、追加または変更)(4) | 生じた事故 | 生じた傷害 |
| 第2節第1条(3)②および(4)①ならびに第4節第4条(保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い)(1)①、②および(2) | 事故の発生の日 | 傷害の発生の日 |
| 第2節第1条(4)、第2節第5条(第2回目以降の保険料不払の場合の免責等)(1)、第3節第1条(保険料不払による保険契約の解除)(2)および第4節第4条(1)から(3)まで | 事故による損害 | 傷害 |
| 第4節第1条(4) | による損害に対しては、 | に対しては、 |
| 第4節第4条(5) | 事故 | 傷害 |

第3章 傷害担保条項

第14条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、被保険者が自治会活動等に従事または参加している間において、急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に対して、この担保条項および基本条項の規定に従い保険金(死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金をいいます。) を支払います。
- (2)(1)に規定する傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

第15条(被保険者)

この担保条項において、被保険者とは、住民をいいます。

第16条(保険金を支払わない場合-その1)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。 なお、規定の適用の判断は、被保険者ごとに個別に行うものとします。
 - ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 保険金を受け取るべき者(保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役 その他法人の業務を執行する機関をいいます。)の故意または重大な過失。ただし、その者が死 亡保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に 限ります。
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たない で自動車等を運転している間

- イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
- ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。)、シンナー等(毒 物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。)を使用した状態 で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、保険金を支払います。
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑩ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏 が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
- ① 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ② ③から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた 事故
- (13) (11)以外の放射線照射または放射能汚染
- (2) 当会社は、被保険者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」をいいます。)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。)のないものに対しては、その症状の原因が何であるかにかかわらず、保険金を支払いません。

第17条(保険金を支払わない場合ーその2)

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、 保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表2に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間
 - ア. 乗用具(自動車等、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。以下同様とします。)を用いて競技等をしている間。ただし、ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法または 態様により乗用具を使用している間。ただし、ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に 準ずる方法または態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法もしくは態様により自動車等を使用している間

第18条(1被保険者の保険金額)

1被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、すべての被保険者について同一とし、保険証券記載の金額とします。

第19条 (死亡保険金の支払)

- (1) 当会社は、被保険者が第14条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険証券記載の保険金額(以下この担保条項において「保険金額」といいます。)の全額(同一被保険者について既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。)を死亡保険金として法定相続人に支払います。
- (2) 法定相続人が2名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を法定相続人に支払います。
- (3)(2)の場合において、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の法定相続人を代理するものとします。
- (4)(3)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、法定相続人の中の1 名に対して行う当会社の行為は、他の法定相続人に対しても効力を有するものとします。

第20条 (後遺障害保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第14条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出し た額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

保険金額

別表3に掲げる各等級の後遺障害に対する 保険金支払割合

後遺障害保険金の額

- (2)(1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師(被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。)の診断に基づき後遺障害の程度を認定し、(1)の規定に従って算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。
- (3) 別表3の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 同一の事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合は、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。
 - ① 別表3の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ② ①以外の場合で、別表3の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、 重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ③ ①および②以外の場合で、別表3の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
 - ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある被保険者が第14条の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

別表3に掲げる加重後の後遺障害に該 当する等級に対する保険金支払割合 既にあった後遺障害に該当 する等級に対する保険金支 払割合

= 適用する 割合

(6) (1) から (5) までの規定に基づいて、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第21条 (入院保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第14条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

保険証券記載の 入院保険金日額 (180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日

を経過した後の入院に対しては、 入院保険金を支払いません。)

入院した日数

入院保険金の額

- (2)(1)の期間には、臓器の移植に関する法律第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。)であるときは、その処置日数を含みます。
- (3)被保険者が(1)の入院保険金の支払を受けられる期間中にさらにその支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

第22条 (通院保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第14条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

保険証券記載の 通院保険金日額

通院した日数

(90日を限度とします。ただし、いかなる ※ 場合においても、事故の発生の日からその 日を含めて180日を経過した後の通院に対 しては、通院保険金を支払いません。)

= 通院保険金の額

- (2) 被保険者が通院しない場合においても、別表4に掲げる部位にギプス等(ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBプレース(下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。)、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。以下同様とします。)を常時装着したときは、その装着日数について、(1)の通院をしたものとみなします。ただし、診断書に別表4に掲げる部位にギプス等の装着をした旨の医師の証明が記載されており、かつ、診療報酬明細書等にギプス等の装着に関する記載がなされている場合に限ります。
- (3) 当会社は、(1) および(2) の規定にかかわらず、前条(1) の入院保険金が支払われるべき 期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (4) 被保険者が(1)の通院保険金の支払を受けられる期間中にさらにその支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第23条 (死亡の推定)

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、被保険者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に第14条(保険金を支払う場合)の傷害によって死亡したものと推定します。

第24条(他の身体障害または疾病の影響)

- (1)被保険者が第14条(保険金を支払う場合)の傷害を被った時に既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社が支払う保険金の額は、その影響がなかった場合に相当する金額とします。
- (2)被保険者が正当な理由なく治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、第14条の傷害が重大となった場合も、当会社は、(1)と同様の方法で保険金を支払います。

第25条(事故の通知)

- (1)被保険者が第14条(保険金を支払う場合)の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2)被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- (3)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由なく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第26条(保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
 - ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
 - ② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ③ 入院保険金については、被保険者が被った第14条(保険金を支払う場合)の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ④ 通院保険金については、被保険者が被った第14条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて

180日を経過した時のいずれか早い時

- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表5に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居しまたは生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。以下同様とします。)
 - ② ①に規定する者がいない場合またはその者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居しまたは生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合またはこれらの者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者または②以外の3親等内の親族
- (4)(3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った 後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力を行わなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なく(5) に規定する義務 に違反した場合または(2)、(3) もしくは(5) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその 書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害 の額を差し引いて保険金を支払います。

第27条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当会社は、第25条(事故の通知)の通知または前条の請求を受けた場合は、傷害の程度の認定 その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取る べき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求める ことができます。
- (2)(1)の規定による診断または死体の検案(死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。)のために要した費用(収入の喪失を含みません。)は、当会社が負担します。

第28条(代位)

当会社が保険金を支払った場合であっても、普通保険約款第29条(代位)の規定にかかわらず、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第29条(普通保険約款の適用除外)

当会社は、この担保条項において、普通保険約款第27条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定を適用しません。

第30条 (読替規定)

(1) この担保条項においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。

| 普通保険約款の規定 | 読替前 | 読替後 |
|--|---------|-----|
| 第5条(保険責任の始期および終期)(3)、第6条(告知義務)(3)③、(4)および(5)、第10条(通知義務)(4)、(5)および(7)ならびに第20条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(5)および(7) | 事故による損害 | 傷害 |

(2) この担保条項においては、保険料に関する規定の変更特約条項を下表のとおり読み替えます。

| 保険料に関する規定の変更特約条項の規定 | 読替前 | 読替後 |
|---|----------------------|-------------|
| | 初回保険料払込前の事故 による損害 | 初回保険料払込前の傷害 |
| 第2節第1条(2)および第4節第1条(保 険料の返還、追加または変更)(4) | 生じた事故 | 生じた傷害 |

| 保険料に関する規定の変更特約条項の規定 | 読替前 | 読替後 |
|--|-------------|---------|
| 第2節第1条(3)②および(4)①ならびに第4節第4条(保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い)(1)①、②および(2) | 事故の発生の日 | 傷害の発生の日 |
| 第2節第1条(4)、第2節第5条(第2回 目以降の保険料不払の場合の免責等)(1)、 第3節第1条(保険料不払による保険契約 の解除)(2)および第4節第4条(1)から(3)まで | 事故による損害 | 傷害 |
| 第4節第1条(4) | による損害に対しては、 | に対しては、 |
| 第4節第4条(5) | 事故 | 傷害 |

第4章 費用損害担保条項

第31条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、自治会活動等の開催地における降水(雨、あられ、雪等降水量として測定されるものをいいます。)によって自治会活動等(屋内で行うものを除きます。)が中止または延期(以下この担保条項において「中止」といいます。)となったためその自治会活動等に係る次のいずれかに該当する費用(②、③および④の費用については、その費用に代わって支払うべき手数料、違約金等があるときは、その金額とします。)を支出することによって被保険者が被った損害(費用の支出により購入または納入されたものが、他に転用されたことによって費用の支出が軽減できたときまたは返却、売却等により回収できた金額があるときは、その軽減できた費用または回収できた金額を控除した残額を損害とみなします。以下同様とします。)に対し、この担保条項および基本条項の規定に従い、費用損害保険金を支払います。
 - ① 次の費用についての契約解除に伴う手数料または違約金
 - ア. 仕出弁当等の代金
 - イ. 交通費
 - ウ. 宿泊費
 - ② 会場等の使用料
 - ③ やぐら等の仮施設工事費
 - (4) 印刷費
- (2) 当会社は、自治会活動等がその中途で(1) に規定する事由によって中止となった場合は、(1)
- ②、③または④の費用の支出に対しては、費用損害保険金を支払いません。ただし、2日以上にわたって行われる自治会活動等の日程の一部が中止となったときは、中止となった日(日単位とし、一日の日程の一部が中止となった場合は、その日は中止となった日に含みません。)に係る(1)②、③または④の費用の支出に対しては、費用損害保険金を支払います。
- (3)(2)ただし書の場合において、2日以上にわたって行われる自治会活動等に係る(1)②、③または④の費用で、中止となった日に係る費用が実施された日に係る費用か区分できない費用(予定された自治会活動等の期間中継続して使用するものに係る費用を含みます。)の支出があるときは、その費用の額に実施予定日数に対する中止日数の割合を乗じて得た額を中止となった日に係る費用とみなします。

第32条(被保険者)

この担保条項において、被保険者とは、自治会をいいます。

第33条(事故の通知)

- (1)保険契約者または被保険者は、自治会活動等が第31条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事由により中止となった場合は、これを当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
- (2)保険契約者または被保険者が正当な理由なく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第34条(損害防止義務)

- (1)保険契約者または被保険者は、自治会活動等が第31条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事由により中止となった場合は、損害の発生または拡大の防止に努めなければなりません。
- (2)保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって(1)に規定する義務を履行しなかったときは、当会社は、損害の額から損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額

を差し引いた残額を損害の額とみなします。

第35条 (保険金の支払額)

当会社が支払う保険金の額は、損害の額の70%または保険証券記載の保険金額のうちいずれか低い額とします。

第36条 (残存保険金額)

当会社が費用損害保険金を支払ったときは、保険金額からその支払額を差し引いた残額を損害が 生じた時以後の保険期間に対する保険金額とします。

第37条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第31条(保険金を支払う場合)(1)に規定する自治会活動等の中止による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2)被保険者が第31条の規定に基づき費用損害保険金の支払を受けようとするときは、普通保険約款第25条(保険金の請求)(3)①および⑥に規定する書類または証拠のほかに次の書類を当会社に提出しなければなりません。
 - ① 自治会の責任者が発行する自治会活動等の中止を証明する書類
 - ② 被保険者が支払った損害に係る債権者からの受取書等、被保険者の支払を証明する書類
- (3) 当会社は、(2) に規定する提出書類の一部の省略を認めることがあります。

第38条 (読替規定)

(1) この担保条項においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。

| 普通保険約款の規定 | 読替前 | 読替後 | | |
|---|----------------------|--|--|--|
| 第5条(保険責任の始期および終期)(3)、第6条(告知義務)(3)③、(4)および(5)、第10条(通知義務)(4)、(5)および(7)、第18条(重大事由による解除)(3)ならびに第20条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(5)および(7) | 事故による損害 | 自治会活動特別約款第31 条(保険金を支払う場合) (1)に規定する自治会 活動等の中止による損害 | | |
| 第7条(保険金を支払わない場合)① | 保険契約者または被保険者の故意 | 保険契約者または被保険 者の故意もしくは重大な 過失または法令違反 | | |
| 第7条 ③ | 地震、噴火、洪水、津波 または高潮 | 地震、噴火または津波 | | |

(2) この担保条項においては、保険料に関する規定の変更特約条項を下表のとおり読み替えます。

| (乙) こりに体末気においては、体疾行に因う | の元にい及えていた人気とし | X-7 C 43 / DL 7 G / G / G |
|---|----------------------|---|
| 保険料に関する規定の変更特約条項の規定 | 読替前 | 読替後 |
| 第2節第1条(保険料の払込方法等)(2) | 初回保険料払込前の事故 による損害 | 初回保険料払込前の自治 会活動特別約款第31条(保 険金を支払う場合)(1) に規定する自治会活動等 の中止による損害 |
| 第2節第1条(2)、(3)②および(4)①、 第4節第1条(保険料の返還、追加または 変更)(4)ならびに第4節第4条(保険料 を変更する必要がある場合の事故発生時等 の取扱い)(1)①、②、(2)および(5) | 事故 | 自治会活動特別約款第31 条(保険金を支払う場合) (1)に規定する自治会 活動等の中止 |
| 第2節第1条(4)、第2節第5条(第2回目以降の保険料不払の場合の免責等)(1)、第3節第1条(保険料不払による保険契約の解除)(2)および第4節第4条(1)から(3)まで | 事故による損害 | 自治会活動特別約款第31 条(保険金を支払う場合) (1) に規定する自治会 活動等の中止による損害 |

第5章 基本条項

第39条 (用語の定義)

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用 語 | 定 義 |
|--|--|
| 自治会 | 住民同志の親睦および生活環境の改善等を図ることを目的に住民によって組織された町内会および団地自治会等の地域団体であって、保険証券に記載されたものをいい、一部の住民のために組織された地域団体は含みません。 |
| 自治会活動、自治会行事 | 自治会が企画、立案し、総会、運営委員会または会則(名称がいかなるものかを問いません。)に基づく手続を経て決定された活動および行事をいいます。ただし、日本国内において行う活動および行事に限ります。 |
| 自治会活動に従事してい る間もしくは自治会活動 に参加している間 | 自治会活動に従事もしくは自治会活動に参加の目的(自治会行事の見物、 見学、応援等を含みます。)をもって通常の経路により住居を出発してから住居に帰着するまでの間でかつ自治会の管理下(自治会の指揮、監督 および指導下をいいます。)にある間をいいます。ただし、第2章傷害見 舞費用担保条項の場合においては、所定の集合地で集合してから所定の 解散地で解散するまでの間とします。 |
| 住民 | 自治会の所在する地域に生活の本拠を有する自然人をいいます。 |
| 後遺障害 | 治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。 |
| 入院 | 自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 |
| 通院 | 病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。 |
| 自動車等 | 自動車または原動機付自転車をいいます。 |
| 治療 | 医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。 |
| 競技等 | 競技、競争、興行(いずれもそのための練習を含みます。)または試運転 (性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。)をいいます。 |

第40条(世帯数の変更にともなう保険料の変更)

- (1) 当会社は、保険契約締結時における世帯数が保険期間中において増加または減少した場合でも 保険料の請求または返還を行いません。
- (2)(1)の規定にかかわらず、保険契約締結時における世帯数と保険期間満了時における世帯数の増加率または減少率が5%を超えているときは、差額保険料を保険期間満了後、遅滞なく、請求しまたは返還します。
- (3)(2)の規定により請求しまたは返還する保険料は、保険期間の期央に変更が生じたものとみなし、契約時に領収した保険料と保険期間満了時における世帯数により算出した保険料の差額の2分の1とします。

第41条(重大事由解除に関する特則)

第3章傷害担保条項について、当会社は、普通保険約款第18条(重大事由による解除)の規定を 次のとおり読み替えます。

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保 険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。以下同様とします。)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

- ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経 営に実質的に関与していると認められること。
- オ、その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、 ①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保 除契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(その被保険者に係る部分に限ります。)を解除することができます。
 - ① 被保険者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
 - ② 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③アからオまでのいずれかに該当すること。
- (3)(1)または(2)の規定による解除が傷害((2)の規定による解除がなされた場合は、その 被保険者に生じた傷害をいいます。以下同様とします。)の発生した後になされた場合であっても、
- (1) ①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害に対しては、次条の規定にかかわらず、当会社は、保険金((2) ②の規定による解除がなされた場合は、保険金を受け取るべき者のうち、(1) ③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。以下この条において同様とします。)を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第42条 (普通保険約款との関係)

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表1 第7条(保険金を支払う場合)(1)の傷害見舞費用保険金の支払限度額

| 項目 | | 支払限度額 | | |
|----------------|------------|---------------------------------------|--|--|
| (1) 死亡した場合 | | 10万円 | | |
| (2) 後遺障害が生じた場合 | | 10万円に別表3の各等級の後遺障害に対する保険金 支払割合を乗じた額 | | |
| (3) 入院した場合 | 31日以上 | 2万円 | | |
| | 15日以上30日以内 | 1万円 | | |
| | 8日以上14日以内 | 5千円 | | |

別表2 第17条(保険金を支払わない場合-その2)①の運動等

山岳登はん(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。)、 リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。)操縦(職務 として操縦する場合を除きます。)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モー ターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

別表3 後遺障害等級表

| 加払る | 恢 退學古守 | |
|-----|---|-------------|
| 等級 | 後遺障害 | 保険金 支払割合 |
| 第1級 | (1) 両限が失明したもの (2) 咀しべおよび言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの | 100% |

| - 第Ⅰ級 | (8) 両下放の用を全廃したもの | 100% |
|-------|---|------|
| 第2級 | (1) 1服が失明し、他服の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が1002以下になったもの(2) 両服の矯正視力が1002以下になったもの(3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの(5) 両上肢を手関節以上で失ったもの(6) 両下肢を足関節以上で失ったもの | 89% |

1000/

☆ 1 /1 /0 | 五丁叶の田た人成したくの

| 第3級 | (1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.06 以 | 78% | 第6級 | (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手 | 50% |
|-----|--|-----|-----|--|-----|
| | 下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。) | | 第7級 | 指を失ったもの (1) 1服が失明し、他服の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することが | 42% |
| 第4級 | (1) 両限の矯正視力が0.06以下になったもの(2) 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの(3) 両耳の聴力を全く失ったもの(4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの(5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの(6) 両手の手指の全部の用を廃したもの(手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。)(7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの | 69% | | できないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な 労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以 外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの(足 | |
| 第5級 | (1) 1服が失明し、他服の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの | 59% | 第8級 | 指の用を廃したものとは、第1の足指は末 節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節 間関節以上を失ったものまたは中足指節関 節もしくは近位指節間関節(第1の足指に あっては指節間関節)に著しい運動障害を 残すものをいいます。以下同様とします。) (12) 外貌に著しい酸状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの (1) 1 眼が失明し、または1 眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの | 34% |
| | (7) 1下肢の用を全廃したもの(8) 両足の足指の全部を失ったもの(足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。) | | | (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの | |
| 第6級 | (1) 両服の矯正視力が0.1以下になったもの(2) 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの(3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの(4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの | 50% | | (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの | |
| | (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残す もの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃し たもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃し たもの | | 第9級 | (1) 両限の矯正視力が 0.6 以下になったもの (2) 1 眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの (3) 両限に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両限のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの | 26% |

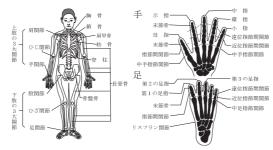
| 第9級 | (6) 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残す | 26% | 第11級 (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの 15% |
|------------------|---|------|--|
| 分 9 版 | もの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の 話声を解することができない程度になった もの | 20 % | (9) 1天の外間、下指または場所を大力にもの (9) 1天の第1の足指を含み2以上の足指の 用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の 遂行に相当な程度の支障があるもの |
| | (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の離状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの (17) | | 第12級 (1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または 運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上散の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの |
| 第10級 | (1) 1限の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの | 20% | (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に離状を残すもの (14) 外貌に離状を残すもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補貑を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの |
| 第11級 | (1) 両服の眼球に著しい調節機能障害または 運動障害を残すもの (2) 両服のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1服のまぶたに著しい運動障害を残すもの (4) 10 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では小声を 解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通 の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの | 15% | 第14級 (1) 1限のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの(2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの(3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの(4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの(5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの |

| 第14級 | (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を | 4 % | 第14級 | (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足 |
|------|------------------------|-----|------|------------------------|
| | 失ったもの | | | 指の用を廃したもの |
| | (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節 | | | (9) 局部に神経症状を残すもの |
| | を屈伸することができなくなったもの | | | |

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分を いいます。

4 %

注2 関節等の説明図



別表4 ギプス等の装着部位

- 1. 長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。) または脊柱
- 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の三大関節部分(肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。)
- 3. 肋骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限ります。
- 4. 顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。

別表5 保険金請求書類

| 提出書類 | 死亡 | 後遺 障害 | 入院 | 通院 |
|---|----|----------|----|----|
| 1. 保険金請求書 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2. 保険証券 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3. 当会社の定める傷害状況報告書 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 4. 公の機関(やむを得ない場合は、第三者)の事 故証明書 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 5. 死亡診断書または死体検案書 | 0 | | | |
| 6. 後遺障害もしくは傷害の程度を証明する被保険 者以外の医師の診断書 | | 0 | 0 | 0 |
| 7. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類 | | | 0 | 0 |
| 8. 死亡保険金受取人(死亡保険金受取人の指定の ない場合は、被保険者の法定相続人)の印鑑証明 書 | 0 | | | |
| 9. 被保険者の印鑑証明書 | | 0 | 0 | 0 |
| 10. 被保険者の戸籍謄本 | 0 | | | |
| 11. 法定相続人の戸籍謄本(死亡保険金受取人の指定がない場合) | 0 | | | |
| 12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑 証明書 (保険金の請求を第三者に委任する場合) | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 提出書類 | 保険金種類 | 死亡 | 後遺 障害 | 入院 | 通院 |
|---|--------------------|----|----------|----|----|
| 13. 自治会の責任者が発行する自治会または参加している間の事故であるる書類 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 14. 1.から13.までの他当会社が普通化 (保険金の支払時期)(1)に定める 確認を行うために欠くことのできな 証拠として保険契約締結の際に当会 書面等において定めたもの | る必要な事項の ない書類または | 0 | 0 | 0 | 0 |

注 保険金を請求する場合は、○を付した書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

●傷害見舞費用不担保特約条項

当会社は、この特約条項により、自治会活動 特別約款第7条(保険金を支払う場合)の規定 にかかわらず、傷害見舞費用保険金を支払いま せん。

● 傷害不担保特約条項

当会社は、この特約条項により、自治会活動

特別約款第14条(保険金を支払う場合)の規定 にかかわらず、保険金(死亡保険金、後遺障害 保険金、入院保険金および通院保険金をいいま す。)を支払いません。

費用損害不担保特約条項

当会社は、この特約条項により、自治会活動 特別約款第31条 (保険金を支払う場合) の規定 にかかわらず、費用損害保険金を支払いません。

(4) 商店会総合特別約款

第1章 賠償責任担保条項

第1条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社が保険金を支払うべき賠償責任保険普通保険約款(以下この特別約款において「普通保 険約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)の損害は、次のいずれかに該当する事故に起 因する損害に限ります。
 - ① 商店会が所有、使用または管理する施設(以下この特別約款において「施設」といいます。) に起因する偶然な事故
 - ② 商店会活動の遂行に起因する偶然な事故
 - ③ 次条(1)②から⑤までに規定する被保険者が商店会活動に従事している間または商店会活動に参加している間(以下この特別約款において「商店会活動に従事または参加している間」といいます。)に生じた偶然な事故
- (2) 次条に規定する被保険者相互間における他の被保険者については、普通保険約款第1条の他人とみなします。

第2条(被保険者)

- (1) この担保条項において、被保険者とは、次の者をいいます。ただし、責任無能力者を含みません。
 - ① 商店会
 - ② 商店会の会員。会員が法人である場合は、商店会の会員名簿に記載されているその法人の代表者(以下「代表者」といいます。)を含みます。
 - ③ 商店会の会員と生計を共にする同居の親族
 - ④ 商店会の会員と生計を共にする別居の未婚の子
 - ⑤ 商店会の会員の使用人。ただし、商店会に所在する店舗に勤務している者に限ります。
- (2) 会員が法人である場合においては、(1) ③および④に規定する会員は、商店会の会員名簿に記載されている代表者をいいます。

第3条(免責規定の適用除外)

普通保険約款第8条(保険金を支払わない場合)②の規定は、第1条(保険金を支払う場合)の 商店会活動の遂行のために商店会が一時的に使用または管理する他人(前条(1)②から⑤までに 規定する被保険者を含みます。)の財物の減失、破損もしくは汚損については、適用しません。

第4条(保険金を支払わない場合)

当会社は、普通保険約款第7条(保険金を支払わない場合)および第8条(保険金を支払わない場合)に規定する損害のほか、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 屋根、壁、扉、窓、通風筒等から浸入する雨または雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ② 施設の修理、改造、取壊し等の工事に起因する賠償責任
- ③ 航空機、昇降機、自動車等または施設外における船もしくは車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ④ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ、施設外にあるそ の他の財物に起因する賠償責任
- ⑤ 商店会活動の終了後に、その活動の結果に起因して負担する賠償責任。ただし、被保険者が 商店会活動の行われた場所に放置または遺棄した施設(仮施設を含みます。)、設備・装置また は資材は商店会活動の結果とはみなしません。
- ⑥ サイバーインシデントに起因する賠償責任。ただし、サイバー攻撃によらずに生じた損害に 対しては、この規定は適用しません。

第5条 (責任の限度)

当会社が支払う保険金の額は、1回の事故につき、複数の被保険者が賠償責任を負った場合でも 保険証券記載の支払限度額をもって限度とします。ただし、第3条(免責規定の適用除外)に規定 する一時的に使用または管理する他人の財物の減失、破損もしくは汚損に起因する賠償責任につい ては、1回の事故につき、30万円をもって限度とします。

第6条(保険金の請求)

被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を受けようとする場合は、普通保険約款 第25条(保険金の請求)(3) に規定する書類のほか、商店会の責任者が発行する商店会活動に従事 または参加している間の事故であることを証明する書類を当会社に提出しなければなりません。

第2章 傷害担保条項

第7条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、被保険者が商店会活動に従事または参加している間において、急激かつ偶然な外来 の事故によってその身体に被った傷害に対して、この担保条項および第6章基本条項の規定に従い 保険金(死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金をいいます。)を支払います。
- (2)(1)に規定する傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

第8条(被保険者)

- (1) この担保条項において、被保険者とは、次の者をいいます。ただし、次の者が商店会の使用人である場合は、被保険者に該当しないものとします。
 - ① 商店会の会員
 - ② 商店会の会員の同居の親族
 - ③ 商店会の会員の別居の未婚の子
 - ④ 商店会の会員の使用人。ただし、商店会に所在する店舗に勤務している者に限ります。
- (2) 会員が法人である場合においては、(1) ①から③までに規定する会員は、商店会の会員名簿に記載されている代表者をいいます。

第9条(保険金を支払わない場合-その1)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。 なお、規定の適用の判断は、被保険者ごとに個別に行うものとします。
 - ① 保険契約者(保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。)または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 保険金を受け取るべき者(保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役 その他法人の業務を執行する機関をいいます。)の故意または重大な過失。ただし、その者が死 亡保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に 限ります。
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。) を持たない で自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。)、シンナー等(毒 物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。)を使用した状態 で自動車等を運転している間
 - ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、保険金を支払います。
 - ⑧ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑩ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏 が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。以下同様とします。)
 - ① 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。以下同様とします。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ② ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた 事故

- (3) ①以外の放射線照射または放射能汚染
- (2) 当会社は、被保険者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」をいいます。)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。)のないものに対しては、その症状の原因が何であるかにかかわらず、保険金を支払いません。

第10条(保険金を支払わない場合-その2)

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、 保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間
 - ア. 乗用具(自動車等、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。以下同様とします。)を用いて競技等をしている間。ただし、ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法または 態様により乗用具を使用している間。ただし、ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に 準ずる方法または態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法もしくは態様により自動車等を使用している間

第11条(1被保険者の保険金額)

1 被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額はすべての被保険者について同一とし、保険証券記載の金額とします。

第12条(死亡保険金の支払)

- (1) 当会社は、被保険者が第7条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険証券記載の保険金額(以下この担保条項において「保険金額」といいます。)の全額(同一被保険者について既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。)を死亡保険金として法定相続人に支払います。
- (2) 法定相続人が2名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を法定相続人に支払います。
- (3)(2)の場合において、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の法定相続人を代理するものとします。
- (4)(3)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、法定相続人の中の1 名に対して行う当会社の行為は、他の法定相続人に対しても効力を有するものとします。

第13条(後遺障害保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第7条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出し た額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

保険金額

別表2に掲げる各等級の 後遺障害に対する保険金支払割合

= 後遺障害保険金の額

- (2)(1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師(被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。)の診断に基づき後遺障害の程度を認定し、(1)の規定に従って算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。
- (3) 別表2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 同一の事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合は、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。
 - ① 別表2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ② ①以外の場合で、別表2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、 重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合

- ③ ①および②以外の場合で、別表2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
- ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある被保険者が第7条の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

別表2に掲げる加重後の 後遺障害に該当する等級に対する -保険金支払割合

既にあった後遺障害に 該当する等級に対する 保険金支払割合

= 適用する割合

(6) (1) から (5) までの規定に基づいて、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第14条 (入院保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第7条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

保険証券記載の 入院保険金日額

入院した日数

(180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。)

入院保険金の額

- (2)(1)の期間には、臓器の移植に関する法律第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。)であるときは、その処置日数を含みます。
- (3) 被保険者が(1)の入院保険金の支払を受けられる期間中にさらにその支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

第15条 (通院保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第7条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

保険証券記載の 通院保険金日額

通院した日数

(90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。)

通院保険金の額

- (2)被保険者が通院しない場合においても、別表3に掲げる部位にギプス等(ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース(下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。)、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。以下同様とします。)を常時装着したときは、その装着日数について、(1)の通院をしたものとみなします。ただし、診断書に別表3に掲げる部位にギプス等の装着をした旨の医師の証明が記載されており、かつ、診療報酬明細書等にギプス等の装着に関する記載がなされている場合に限ります。
- (3) 当会社は、(1) および(2) の規定にかかわらず、前条(1) の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (4) 被保険者が(1)の通院保険金の支払を受けられる期間中にさらにその支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第16条 (死亡の推定)

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、被保険者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に第7条(保険金を支払う場合)の傷害によって死亡したものと推定します。

第17条(他の身体障害または疾病の影響)

- (1)被保険者が第7条(保険金を支払う場合)の傷害を被った時に既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社が支払う保険金の額は、その影響がなかった場合に相当する金額とします。
- (2) 被保険者が正当な理由なく治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、第7条の傷害が重大となった場合も、当会社は、(1) と同様の方法で保険金を支払います。

第18条 (事故の通知)

- (1)被保険者が第7条(保険金を支払う場合)の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2)被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- (3)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由なく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第19条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
 - ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
 - ② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその 日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ③ 入院保険金については、被保険者が被った第7条(保険金を支払う場合)の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ④ 通院保険金については、被保険者が被った第7条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表4に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居しまたは生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。以下同様とします。)
 - ② ①に規定する者がいない場合またはその者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保 険者と同居しまたは生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合またはこれらの者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者または②以外の3親等内の親族
- (4)(3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必

要な協力を行わなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なく(5) に規定する義務 に違反した場合または(2)、(3) もしくは(5) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその 書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害 の額を差し引いて保険金を支払います。

第20条 (当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当会社は、第18条(事故の通知)の通知または前条の請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2)(1)の規定による診断または死体の検案(死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。)のために要した費用(収入の喪失を含みません。)は、当会社が負担します。

第21条(代位)

当会社が保険金を支払った場合であっても、普通保険約款第29条(代位)の規定にかかわらず、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第22条 (普通保険約款の適用除外)

当会社は、この担保条項において、普通保険約款第27条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定を適用しません。

第23条 (読替規定)

(1) この担保条項においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。

| 普通保険約款の規定 | 読替前 | 読替後 |
|--|---------|-----|
| 第5条(保険責任の始期および終期)(3)、第6条(告知義務)(3)③、(4)および(5)、第10条(通知義務)(4)、(5)および(7)ならびに第20条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(5)および(7) | 事故による損害 | 傷害 |

(2) この担保条項においては、保険料に関する規定の変更特約条項を下表のとおり読み替えます。

| | = | |
|--|-------------|---------|
| 保険料に関する規定の変更特約条項の規定 | 読替前 | 読替後 |
| 第2節第1条(保険料の払込方法等)(2) および(4)、第2節第5条(第2回目以降 の保険料不払の場合の免責等)(1)、第3 節第1条(保険料不払による保険契約の解 除)(2)ならびに第4節第4条(保険料を 変更する必要がある場合の事故発生時等の 取扱い)(1)から(3)まで | 事故による損害 | 傷害 |
| 第2節第1条(2)および第4節第1条(保 険料の返還、追加または変更)(4) | 生じた事故 | 生じた傷害 |
| 第2節第1条(3)②および(4)①なら びに第4節第4条(1)①、②および(2) | 事故の発生の日 | 傷害の発生の日 |
| 第4節第1条(4) | による損害に対しては、 | に対しては、 |
| 第4節第4条(5) | 事故 | 傷害 |

第3章 財産担保条項

第24条 (保険金を支払う場合)

当会社は、不測かつ突発的な事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この担保条項および第6章基本条項の規定に従い、被保険者に次の保険金を支払います。

| | 保険金の種類 | 保険金支払の条件 |
|----|-----------------|---|
| | | |
| 1) | 損害保険金 | 不測かつ突発的な事故により保険の対象について被保険者に損害が生じたこと。ただし、風災、電災または雪災による損害の場合は、第32条(損害額の決定)の規定によるその損害額が1事故について20万円以上となったこと。 |
| 2 | 臨時費用保険金 | 損害保険金が支払われる場合に、その事故によって保険の対象が損害を受けた ため被保険者に臨時に費用が発生すること。 |
| 3 | 残存物片づけ費 用保険金 | 損害保険金が支払われる場合に、その事故によって損害を受けた保険の対象の 残存物の取片づけに必要な費用(取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬 出費用をいいます。)が被保険者に発生したこと。 |
| 4 | 修理付帯費用保険金 | 火災、落雷、破裂または爆発の事故によって保険の対象の復旧にあたり次のいずれかに該当する費用が発生したこと。ただし、居住の用に供する部分にかかわる費用以外のものであって、必要かつ有益な費用に限ります。 ア. 損害原因調查費用 損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用 (被保険者またはその親族もしくは使用人にかかわる人件費および被保険者が法人である場合は、その理事、取締役もしくはその他の機関にあたる者またはその従業員にかかわる人件費は含まれません。以下同様とします。)をいいます。 イ. 損害範囲確定費用 保険の対象を損害が生じた時からその保険の対象の通常要すると認められる期間を超えないものとします。)を超える期間に対応すると認められる期間を超えないものとします。)を超える期間に対応する費用を除きます。 ウ. 試運転費用 損害が生じた保険の対象である設備または装置を再稼働するために要する保険の対象の点検費用調整費用または試運転費用をいいます。ただし、次のものを除きます。 エ. 仮修理費用 損害が生じた保険の対象の仮修理の費用をいいます。ただし、次のものを除きます。 (ア)本修理の一部をなすと認められる部分の費用 (イ)仮修理の一部をなすと認められる部分の費用 (イ)仮診理費用 損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用(保険の対象の復旧完了時における仮設物の時価費用をいいます。 、 |

第25条 (保険の対象の範囲)

(1) この担保条項における保険の対象は、商店会が所有する保険証券記載の財物であって、次のいずれかに該当するもの(保険の対象が他の者との共有である場合を含みます。)をいいます。

を超える期間に対応する費用

- ① アーケード、街路灯、駐車場の機械・装置、共同放送設備、広告塔(看板、天候表示板、時計等を含みます。)、ネオンサイン装置およびこれらに類する屋外設備・装置
- ② 商店会事務所内の機械、器具、什器および備品
- (2) (1) ①の「屋外設備・装置」には、次のものを含みません。
 - ア. 公衆トイレおよび水飲み場
 - イ. ベンチおよびゴミ箱
 - ウ. 商店会事務所建物および会館
 - エ、カラーモールおよび敷石
 - オ. 花壇および街路樹等の動植物
 - カ. 共同装飾用品および仮設物
- (3)(1)②の「商店会事務所内の機械、器具、什器および備品」には、次のものを含みません。 ア 川車および御輿
 - イ. 通貨、小切手、印紙、切手、有価証券、手形(約束手形および為替手形をいいます。)、プリペイドカード、商品券、電子マネー、乗車券および預貯金証書(ただし、小切手および手形は、被保険者が第三者より受け取ったものに限ります。)
 - ウ. 高額貴金属等(貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、 1個または1組の価額が30万円を超えるものをいいます。)
 - エ. 重要書類·金型等(稿本、雛形、版、金型、鋳型、木型、紙型、模型、設計書、図案、証書、帳簿等をいいます。)
 - オ、その他アからエまでに類する物

第26条(被保険者)

この担保条項において、被保険者とは、商店会をいいます。ただし、保険の対象が他の者との共有である場合は、共有者の持分については、その共有者も被保険者に含みます。

第27条(保険金を支払わない場合-その1)

当会社は、次の損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 次の事由によって生じた損害
 - ア. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変また は暴動
 - イ. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ウ. イ以外の放射線照射または放射能汚染
 - エ. アからウまでの事由によって発生した事故の延焼または拡大
 - オ. 第24条 (保険金を支払う場合) に規定する不測かつ突発的な事故のアからウまでの事由による延焼または拡大
 - カ. アからウまでの事由に伴う秩序の混乱
- ② 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。ただし、消火、 避難その他の消防の活動のために必要な処置によって生じた損害については、この規定は適用 しません。
- ③ 保険の対象に次の事由に起因して、その事由が生じた部分に発生した損害。ただし、給排水 設備事故の水濡れ等が生じた場合は、アの規定は適用しません。
 - ア. 自然の消耗または劣化(保険の対象である機械、設備または装置の日常の使用または運転 に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含みます。)
 - イ. ボイラースケールの進行
 - ウ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、 剝がれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由
 - エ、ねずみ食いまたは虫食い等
- ④ 保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害。ただし、火災、落雷、破裂もしくは爆発、風災、雹災、雪災、給排水設備事故の水濡れ等、騒擾もしくは労働争議等、車両もしくは航空機の衝突等、建物の外部からの物体の衝突等または盗難が生じた場合は、保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して、その事由が生じた部分に発生した損害に限ります。また、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった場合は、この規定は適用しません。
- ⑤ 次のいずれかに該当する者(法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害ア、保険契約者

- イ. 被保険者
- ウ. アまたはイの代理人
- エ、アまたはイの同居の親族
- ⑥ ⑤に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の代理人(これらの者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ⑦ 保険の対象を加工(修理を除きます。以下同様とします。)することに起因して、その保険の 対象に生じた損害

第28条 (保険金を支払わない場合ーその2)

当会社は、次の損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険の対象に対する加工、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害。ただし、これらの事由によって火災、破裂または爆発が発生した場合を除きます。
- ② 保険の対象の電気的事故または機械的事故(不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない、電気の作用または機械の稼働に伴って発生した事故をいいます。)に起因する損害。ただし、これらの事故によって火災、破裂または爆発が発生した場合を除きます。
- ③ 保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き、その他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害に対しては、保険金を支払いません。
- ④ 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
- ⑤ 保険の対象の置き忘れまたは紛失に起因する損害
- ⑥ 次の事由によって生じた損害
 - ア. 地震、噴火または津波
 - イ. 台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ(崖崩れ、地滑り、土石流 または山崩れをいい、落石を除きます。)、落石等の水災
 - ウ.アまたはイの事由によって発生した事故の延焼または拡大
 - エ. 第24条(保険金を支払う場合)に規定する不測かつ突発的な事故のアまたはイの事由による延焼または拡大
 - オ、アまたはイの事由に伴う秩序の混乱
- ⑦ 土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
- 8 サイバーインシデントによって保険の対象に生じた損害。ただし、サイバー攻撃によらずに 生じた損害またはサイバー攻撃によって火災、破裂もしくは爆発が発生した場合の損害に対し ては、この規定は適用しません。

第29条 (事故の通知)

- (1)保険契約者または被保険者は、保険の対象について第24条(保険金を支払う場合)に規定する 損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容(既に他 の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。)を当会社に遅 滞なく通知しなければなりません。
- (2) 保険の対象が盗取された場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なくその旨を所轄警察官署に届け出なければなりません。
- (3)保険の対象について第24条の損害が生じた場合は、当会社は、事故が生じた建物もしくは敷地内を調査することまたはそれらに収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。
- (4)保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(1)または(2)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第30条(損害防止義務および損害防止費用)

- (1) 保険契約者または被保険者は、第24条(保険金を支払う場合)の事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- (2)(1)の場合において、第24条①に規定する損害保険金が支払われるときに、保険契約者または被保険者が、同条の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、当会社は、保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。)から同条①の損害保険金の額を差し引いた残額を限度として、これを負担します。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(4)第36条(保険金の支払額)(2)、第37条(包括して契約した場合の保険金の支払額)および第38条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定は、(2)に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。

第31条 (保険価額)

この保険契約においては、損害の生じた地および時における保険の対象の価額をもって保険価額とします。

第32条(損害額の決定)

(1) 第24条(保険金を支払う場合)①の損害保険金として支払うべき損害額は、次の算式により算出した額とし、保険価額を限度とします。ただし、保険の対象の全部が減失した場合における損害額および盗取された保険の対象の損害額は、保険価額とします。

修理費

修理によって保険価額の増加が生 じた場合は、その増加額(別表5 – に掲げる金額を限度とします。)

損害額

- (2)(1)の修理費(復旧しない場合の修理費は、修理を行った場合に要すると認められる費用をいいます。)には、次の費用を含みません。
 - ① 第24条②から④までの費用
 - ② 滅失、損傷もしくは汚損または盗難を受けた部分の修理に伴い、他の部分の交換に要した費用(滅失、損傷もしくは汚損または盗難を受けた部品の交換品が製造中止等で入手できないことに伴い、滅失、損傷もしくは汚損または盗難を受けていないその他の部品を交換するのに要した費用を含みます。)
 - ③ 模様替えまたは改良による費用
 - ④ 保険の対象に滅失、損傷もしくは汚損または盗難が生じていない場合において、保険の対象 の使用を阻害する他物の除去費用
- (3)盗難によって生じた盗取の損害について、盗取された保険の対象を回収することができた場合は、そのために支出した必要な費用は、第24条①の損害保険金として支払うべき損害額に含まれるものとします。
- (4)保険の対象が一組または一対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、当会社は、その損害が保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮して、第24条①の損害保険金として支払うべき損害額を決定します。この場合において、その部分の修理費が保険価額を超過する場合を除いては、いかなる場合も全損には該当しないものとします。
- (5) 第24条①に規定する風災、雹災または雪災によって保険の対象が損害を受けた場合において、 損害の額の決定は、保険の対象が第25条(保険の対象の範囲)(1) ①に規定するものであるときは その全体について一括して行い、保険の対象が同条(1) ②に規定するものであるときはこれを収 容する建物ごとに行います。

第33条 (残存物および盗難品の帰属)

- (1) 当会社が第24条(保険金を支払う場合)①の損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社がこれを取得することの意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。
- (2) 盗取された保険の対象について、当会社が第24条①の損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、前条(3) に規定する回収するために支出した必要な費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。
- (3) 盗取された保険の対象について、当会社が損害保険金を支払った場合は、その保険の対象の所有権その他の物権は、損害保険金の保険価額に対する割合によって、当会社に移転します。
- (4)(3)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金に相当する額(前条(3)に 規定する回収するために支出した必要な費用に対する損害保険金に相当する額を差し引いた残額を いいます。)を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

第34条(損害の推定)

- (1) 保険金額を定めた保険の対象ごとに、保険の対象の損傷を修理するために要する額が保険価額の全額に相当する金額を超える場合は、その保険の対象は全損とします。
- (2) 保険の対象を積載している運送用具の行方がわからなくなった日からその日を含めて60日を経過した場合は、運送用具の行方がわからなくなった時に第24条(保険金を支払う場合)に規定する事故による損害が生じたものと推定します。

第35条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第24条(保険金を支払う場合)の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2)被保険者が第24条の規定に基づき保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第25条(保険

金の請求)(3) ①および⑥に規定する書類または証拠のほかに、損害見積書を当会社に提出しなければなりません。

第36条 (保険金の支払額)

(1)保険金額が保険価額以上である場合は、当会社が支払う第24条(保険金を支払う場合)①の損害保険金は、1回の事故につき、次の算式によって算出した額とします。

第32条(損害額の決定) および第34条(損害の推 定)の規定により算出される損害額 - 保険証券 記載の 免責金額 = 損害保険金の額

(2) 保険金額が保険価額よりも低い場合は、当会社が支払う第24条①の損害保険金は、1回の事故につき、次の算式によって算出した額とします。

- (3)(1)または(2)に規定する免責金額は、保険金額を定めた保険の対象ごとに適用し、損害額が保険金額または保険価額のいずれか高い金額以上となった場合には適用しません。なお、次のいずれかの事由に起因する損害については、免責金額を適用しません。
 - ① 火災、落雷、破裂または爆発
 - ② 風災、雹災または雪災
- (4) 当会社が支払う第24条①の損害保険金の額は、1回の事故につき、保険金額または保険価額のいずれか低い金額を限度とします。
- (5) 当会社は、第24条②の臨時費用保険金として、損害保険金の30%に相当する金額を支払います。 ただし、1回の事故につき、300万円を限度とします。
- (6) 当会社が支払う第24条③および④の費用保険金は、1回の事故につき、それぞれ次の金額を限度とします。

| 保険金の種類 | 支払限度額 |
|------------------|--|
| 残存物取片づけ費用 保険金 | 損害保険金の10%に相当する金額 |
| 修理付帯費用保険金 | 1 敷地内ごとに次のいずれか低い金額 ① 損害が生じた保険の対象の所在する敷地内のこの保険契約における合計保険金額(被保険者が2名以上ある場合は、それぞれの被保険者に属する保険の対象に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。)または保険価額のいずれか低い金額の30%に相当する金額 ② 1,000万円 |

- (7) 当会社が支払うべき第24条①の損害保険金および同条②から④までの費用保険金の合計額が保 険金額を超える場合であっても、当会社は、その合計額を支払います。
- (8) 雪災による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが普通保険約款第26条(保険金の支払時期)の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、第30条(損害防止義務および損害防止費用)(1)および普通保険約款第12条(事故の発生)の規定に基づく義務を負うものとします。

第37条(包括して契約した場合の保険金の支払額)

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合は、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、おのおの別に第32条(損害額の決定)から第34条(損害の推定)までの規定および前条の規定を適用します。

第38条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等(第24条(保険金を支払う場合)に規定する損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。以下この担保条項において同様とします。)がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額(以下この担保条項において「支払責任額」といいます。)の合計額が、保険金の種類ごとに第36条(保険金の支払額)に定める支払限度額(以下この担保条項において「支払限度額」といいます。)から保険証券記載の免責金額(他の保険契約等に、保険証券記載の免責金

額よりも低い免責金額が適用される場合は、これらの免責金額のうち最も低い額を適用するものと します。) を差し引いた額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた 残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第39条(保険の対象の回収)

保険契約者または被保険者は、盗取その他の損害を受けた保険の対象を発見し、または回収した場合は、遅滞なくその旨を当会社に通知しなければなりません。

第40条 (保険金額の調整)

- (1)保険契約締結の際、この保険契約の保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が知らず、かつ、重大な過失がなかった場合は、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合は、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第4章 見舞費用担保条項

第41条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、第42条(参加者)に規定する参加者が商店会活動(第59条(用語の定義)の規定にかかわらず、協賛する行事および共同売り出しを含みません。以下この担保条項において同様とします。)に従事または参加している間に、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被り、その直接の結果として31日以上入院し、または事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合もしくは死亡した場合において、その傷害に対し、商店会が損害賠償金を支払うことなく慣習として支払う見舞金(弔慰金を含みます。)を当会社の同意を得て支払ったときは、この担保条項および第6章基本条項の規定に従い傷害見舞費用保険金を被保険者に支払います。
- (2) 当会社は、火災、落雷、破裂または爆発の事故によって、保険証券記載の商店会に所在する、 会員の所有または占有する店舗建物について損害が発生した場合において、その会員に対し、商店 会が慣習として支払う見舞金を当会社の同意を得て支払ったときは、その費用に対して、この担保 条項および第6章基本条項の規定に従い店舗建物罹災見舞費用保険金を被保険者に支払います。
- (3)(1)に規定する傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
- (4) (1) の規定に基づき当会社が支払うべき金額は、1回の事故につき、1受傷者ごとに別表6に記載する金額を限度とします。
- (5)(2)の規定に基づき当会社が支払うべき金額は、1回の事故につき、1罹災者ごとに保険証券の「店舗建物罹災見舞費用タイプ」欄記載のタイプに応じて、別表7に記載する金額を限度とします。

第42条 (参加者)

- (1) この担保条項における商店会活動の参加者とは、商店会活動に参加している者をいいます。ただし、次の者(以下「商店会関係者」といいます。)を含みません。
 - ① 商店会の会員
 - ② 商店会の会員の同居の親族
 - ③ 商店会の会員の別居の未婚の子
 - ④ 商店会の会員の使用人。ただし、商店会に所在する店舗に勤務している者に限ります。
- (2) 会員が法人である場合においては、(1) ①から③までに規定する会員は、商店会の会員名簿に記載されている代表者をいいます。

第43条(被保険者)

この担保条項において被保険者とは、商店会をいいます。

第44条(保険金を支払わない場合)

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害または損害に対しては見舞費用保険金を支払いません。これらの事由によって発生した第41条(保険金を支払う場合)の事故が延焼または拡大して生じた傷害または損害を含みます。

① 商店会関係者または見舞金を受け取るべき者(受傷者および罹災者を含みます。以下同様とします。)の故意もしくは重大な過失または法令違反

- ② 商店会関係者または見舞金を受け取るべき者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③ 受傷者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ④ 受傷者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑤ 受傷者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、当会社が補償すべき傷害を治療する 場合を除きます。
- ⑥ 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的な事故によるものである場合を除きます。
- ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性 またはこれらの特性による事故
- ⑩ ⑦から⑨までに規定する事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ① 9以外の放射線照射または放射能汚染
- ② サイバーインシデント。ただし、サイバー攻撃によらずに生じた傷害または損害に対しては、 この規定は適用しません。

第45条(支払保険金の競合)

- (1) 当会社は、同一の事故により同一の受傷者に対して支払うべき、入院にかかわる見舞費用保険金と後遺障害にかかわる見舞費用保険金とが競合し、または入院にかかわる見舞費用保険金と死亡にかかわる見舞費用保険金とが競合した場合は、その合計額を支払います。
- (2) 当会社は、同一の事故により同一の受傷者に対して、死亡にかかわる見舞費用保険金を支払う場合において、既に支払った後遺障害にかかわる見舞費用保険金があるときは、死亡にかかわる見舞費用保険金から既に支払った金額を控除した残額を支払います。

第46条(事故の通知)

- (1) 見舞金を支払うべき傷害が発生したことを保険契約者または被保険者が知った場合は、保険契約者または被保険者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(1)の規定に違反した場合、または、その通知もしくは説明につき知っている事実を告げず、もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第47条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する見舞費用保険金の請求権は、第41条(保険金を支払う場合)の見舞金を支払った時から発生し、これを行使できるものとします。
- (2)被保険者が第41条の規定に基づき見舞費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第25条(保険金の請求)(3)①および⑥に規定する書類または証拠のほかに次の書類を当会社に提出しなければなりません。
 - ① 被保険者が支払った見舞金にかかわる受傷者の受取書等、被保険者の支払を証明する書類
 - ② 第41条 (1) に規定する傷害の場合は、商店会の責任者が発行する商店会活動に従事または 参加している間の事故であることを証明する書類
 - ③ 第41条(2)に規定する損害の場合は、商店会の責任者が発行する罹災者が商店会の会員であることを証明する書類
- (3) 当会社は、(2) に規定する提出書類の一部の省略を認めることがあります。

第48条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等(第41条(保険金を支払う場合)の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。以下この担保条項において同様とします。)がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額(以下この担保条項において「支払責任額」といいます。)の合計額が見舞金の額を超えるときは、当会社は、それぞれ次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
 - この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 見舞金の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた 残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第49条 (読替規定)

(1) この担保条項においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。

| 普通保険約款の規定 | 読替前 | 読替後 |
|---|---------|--------------|
| 第5条(保険責任の始期および終期)(3)、 第6条(告知義務)(3)③、(4)および(5)、 第10条(通知義務)(4)、(5)および(7)、 第18条(重大事由による解除)(3)ならび に第20条(保険料の返還または請求-告知 義務・通知義務等の場合)(5)および(7) | 事故による損害 | 事故による損害または傷害 |

(2) この担保条項においては、保険料に関する規定の変更特約条項を下表のとおり読み替えます。

| | | 24 / G 44 / P/L / D / C G / C |
|--|-------------|-------------------------------|
| 保険料に関する規定の変更特約条項の規定 | 読替前 | 読替後 |
| 第2節第1条(保険料の払込方法等)(2) および(4)、第2節第5条(第2回目以降 の保険料不払の場合の免責等)(1)、第3 節第1条(保険料不払による保険契約の解 除)(2)ならびに第4節第4条(保険料を 変更する必要がある場合の事故発生時等の 取扱い)(1)から(3)まで | 事故による損害 | 事故による損害または傷害 |
| 第2節第1条(2) | 生じた事故 | 生じた事故または傷害 |
| 第2節第1条(3)②および(4)①なら びに第4節第4条(1)①、②および(2) | 事故の発生の日 | 事故または傷害の発生の 日 |
| 第4節第1条(保険料の返還、追加または 変更)(4) | 生じた事故 | 生じた事故による損害ま たは傷害 |
| 第4節第1条(4) | による損害に対しては、 | に対しては、 |
| 第4節第4条(5) | 事故 | 事故または傷害 |
| | | |

第5章 費用損害担保条項

第50条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、被保険者が行う商店会活動(第59条(用語の定義)の規定にかかわらず、協賛する行事、屋内で行う行事または共同売り出しを含みません。以下この担保条項において同様とします。)の開催地における降水(雨、あられ、雪等降水量として測定されるものをいいます。)によって商店会活動が中止または延期(以下この担保条項において「中止」といいます。)となったためその商店会活動にかかわる次のいずれかに該当する費用(②から④までの費用については、その費用に代わって支払うべき手数料または違約金がある場合は、その金額とします。)を支出することによって被保険者が被った損害(費用の支出により購入または納入されたものが、他に転用されたことによって費用の支出が軽減できた場合または返却、売却等により回収できた金額がある場合は、その軽減できた費用または回収できた金額を控除した残額を損害とみなします。以下同様とします。)に対し、この担保条項および第6章基本条項の規定に従い費用損害保険金を支払います。
 - ① 次の費用についての契約解除に伴う手数料または違約金
 - ア、仕出弁当等の代金
 - イ. 交通費
 - ウ. 宿泊費
 - ② 会場等の使用料
 - ③ 会場等の設営工事費
 - 4 印刷費
- (2) 当会社は、商店会活動がその中途で(1) に規定する事由によって中止となった場合は、(1) ②から④までに規定する費用の支出に対しては、費用損害保険金を支払いません。ただし、2日以上にわたって行われる商店会活動の日程の一部が中止となった場合は、中止となった日(日単位とし、1日の日程の一部が中止となった場合は、その日は中止となった日に含みません。)にかかわる(1) ②から④までに規定する費用の支出に対しては、費用損害保険金を支払います。
- (3)(2)ただし書の場合において、2日以上にわたって行われる商店会活動にかかわる(1)②か

ら④までに規定する費用で、中止となった日にかかわる費用か実施された日にかかわる費用か区分できない費用(予定された商店会活動の期間中継続して使用するものにかかわる費用を含みます。)の支出があるときは、その費用の額に実施予定日数に対する中止日数の割合を乗じて得た額を中止となった日にかかわる費用とみなします。

第51条(被保険者)

この担保条項において被保険者とは、商店会をいいます。

第52条(事故の通知)

- (1) 保険契約者または被保険者は、商店会活動が第50条(保険金を支払う場合)(1) に規定する事由により中止となった場合は、これを当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第53条(損害防止義務)

- (1)保険契約者または被保険者は、第50条(保険金を支払う場合)(1)に規定する商店会活動の中止が生じた場合は、損害の発生または拡大の防止に努めなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって(1) に規定する義務を履行しなかったときは、当会社は、損害の額から損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額を控除した残額を第50条に規定する損害の額とみなします。

第54条 (保険金の支払額)

- (1) 当会社が支払う費用損害保険金の額は、損害の額の70%または保険証券記載の保険金額のうちいずれか低い額とします。
- (2) 中止となった商店会活動が他の組織(他の商店会等をいいます。)と共催の場合、(1) に規定する損害の額は、被保険者が分担する費用がその商店会活動の費用の合計額に占める割合を乗じた額とします。

第55条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等(第50条(保険金を支払う場合)の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。以下この担保条項において同様とします。)がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額(以下、この担保条項において「支払責任額」といいます。)の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残 額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第56条 (残存保険金額)

当会社が費用損害保険金を支払ったときは、保険金額からその費用損害保険金の額を控除した残額をもって損害が生じた時以後の保険期間に対する保険金額とします。

第57条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第50条(保険金を支払う場合)(1)に規定する商店会活動の中止による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2)被保険者が第50条の規定に基づき費用損害保険金の支払を受けようとするときは、普通保険約款第25条(保険金の請求)(3)①および⑥に規定する書類または証拠のほかに次の書類を当会社に提出しなければなりません。
 - ① 商店会の責任者が発行する商店会活動の中止を証明する書類
- ② 被保険者が支払った費用にかかわる債権者からの受取書等、被保険者の支払を証明する書類(3)当会社は、(2)に規定する提出書類の一部の省略を認めることがあります。

第58条 (読替規定)

(1) この担保条項においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。

| 普通保険約款の規定 | 読替前 | 読替後 |
|---|---------|---|
| 第5条(保険責任の始期および終期)(3)、第6条(告知義務)(3)③、(4)および(5)、第10条(通知義務)(4)、(5)および(7)、第18条(重大事由による解除)(3)ならびに第20条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(5)および(7) | 事故による損害 | 商店会総合特別約款第50 条(保険金を支払う場合) (1)に規定する商店会 活動の中止による損害 |

| 普通保険約款の規定 | 読替前 | 読替後 |
|-------------------|----------------------|---|
| 第7条(保険金を支払わない場合)① | 保険契約者または被保険 者の故意 | 保険契約者または被保険 者の故意もしくは重大な 過失または法令違反 |
| 第7条③ | 地震、噴火、洪水、津波 または高潮 | 地震、噴火または津波 |

(2) この担保条項においては、保険料に関する規定の変更特約条項を下表のとおり読み替えます。

| 読替前 | 読替後 | | |
|-----|---|--|--|
| 事故 | 商店会総合特別約款第50条(保険金を支払う場合)(1) に規定する商店会活動の中止 | | |

第6章 基本条項

第59条 (用語の定義)

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用 語 | 定 義 |
|------------------------|--|
| 商店会 | 一定区域内に所在する複数の小売商業またはサービス業に属する事業等を営む者が共同活動することにより地域振興を図ることを目的とする団体のうち、商店街振興組合法に基づく商店街振興組合、中小企業等協同組合法に基づく商店街事業協同組合ならびに会の規則および会員名簿を備えた任意団体であって、保険証券に記載されたものをいいます。 |
| 商店会活動 | 商店会の日常活動および商店会が主催、共催または協賛する行事をいいます。ただし、次のものは、商店会活動に該当しないものとみなします。 ア. 日本国外で行われる活動または行事 イ. 会員の自己の営む事業のみにかかわる活動 |
| 主催、共催または協賛する行事 | ア. 主催または共催する行事とは、その商店会が単独または共同で企画・ 運営する行事をいいます。 イ. 協賛する行事とは、その商店会が企画・運営には携わらず、賛助金等 の金銭の支出を行うことにより協力する行事をいいます。 |
| 商店会活動に従事また は参加している間 | 商店会活動に従事または参加する目的をもって通常の経路により住居また は商店会(以下「住居等」といいます。)を出発してから住居等に帰着する までの間で、かつ、商店会の管理下(商店会の指揮、監督または指導下を いいます。)にある間をいいます。 |
| 会員 | 商店会の構成員をいいます。 |
| 自動車等 | 自動車または原動機付自転車をいいます。 |
| 治療 | 医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。 |
| 競技等 | 競技、競争、興行(いずれもそのための練習を含みます。)または試運転(性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。)をいいます。 |
| 後遺障害 | 治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。 |
| 入院 | 自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理 下において治療に専念することをいいます。 |
| 通院 | 病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。 |
| 風災 | 台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。 |

| 用 語 | 定 義 |
|------------|--|
| 雪災 | 降雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、 融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。 |
| 破裂または爆発 | 気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。 |
| 復旧期間 | 保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間を いいます。ただし、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通 常要すると認められる期間を超えないものとします。 |
| 賃借費用 | 賃貸借契約に基づいて生ずる費用をいい、次のものを含みません。 ア. 敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金 イ. 復旧期間を超える期間に対応する費用 |
| 修理費 | 損害が生じた地および時において、損害が生じた物を事故発生の直前の状態(構造、質、用途、規模、型、能力において事故発生の直前と同一の状態をいいます。)に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、損害が生じた物の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。 |
| サイバーインシデント | 次の事象をいいます。 ア. サイバー攻撃により生じた事象 イ. サイバー攻撃以外の事由により生じた次の事象 (ア) 不測の事由により生じた、ソフトウェアまたは磁気的もしくは光学的に記録されたデータの滅失、破損、書換え、消失または流出 (イ) 不測の事由により生じた、コンピュータシステムへのアクセスの制限 (ウ) 不測の事由により生じた、コンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合。ただし、(ア) および (イ) を除きます。 (エ) コンピュータシステムの誤った処理、使用または操作により生じた事象。ただし、(ア) から (ウ) までを除きます。 |
| サイバー攻撃 | コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為(正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。)をいい、次の行為を含みます。 ア. コンピュータシステムへの不正アクセスイ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為ウ. マルウェア等の不正なプログラムもしくはソフトウェアの送付またはインストール(他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。) エ. コンピュータシステムで管理される磁気的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為 |
| コンピュータシステム | 情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通信用回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁気的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含みます。 |

第60条 (保険契約者による保険契約の解除の制限)

普通保険約款第17条(保険契約者による保険契約の解除)の規定にかかわらず、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、保険契約者は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ保険契約を解除することができません。

第61条 (会員数の変更に伴う保険料の変更)

(1) 当会社は、保険契約締結時における会員数が保険期間中において減少または増加した場合であっても、保険料の返還または請求を行いません。

- (2)(1)の規定にかかわらず、保険契約締結時における会員数と保険期間満了時における会員数の減少率または増加率が5%を超えている場合は、差額保険料を保険期間満了後遅滞なく保険契約者に返還しまたは請求します。
- (3)(2)の規定により返還または請求する保険料は、保険期間の期央に変更が生じたものとみなし、契約時に領収した保険料と保険期間満了時における会員数により算出した保険料の差額の2分の1とします。

第62条 (重大事由解除に関する特則)

第2章傷害担保条項について、当会社は、普通保険約款第18条(重大事由による解除)の規定を次のとおり読み替えます。

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保 険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。以下同様とします。)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ、反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ、その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、 ①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保 険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(その被保険者に係る部分に限ります。)を解除することができます。
 - ① 被保険者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
 - ② 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③アからオまでのいずれかに該当すること。
- (3)(1)または(2)の規定による解除が傷害((2)の規定による解除がなされた場合は、その被保険者に生じた傷害をいいます。以下同様とします。)の発生した後になされた場合であっても、
- (1) ①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害に対しては、次条の規定にかかわらず、当会社は、保険金((2)②の規定による解除がなされた場合は、保険金を受け取るべき者のうち、(1)③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。以下この条において同様とします。)を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第63条(普通保険約款との関係)

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款の規定を適用します。

別表1 第10条(保険金を支払わない場合 - その2)①の運動等

山岳登はん(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。)操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

--65---

別表2 後遺障害等級表

| 別表2 後遺障害等級表 | | |
|-------------|--|-------------|
| 等級 | 後遺障害 | 保険金 支払割合 |
| 第1級 | (1) 両限が失明したもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの | 100% |
| 第2級 | (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が002以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの | 89% |
| 第3級 | (1) 1服が失明し、他服の矯正視力が 0.06以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの (手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。) | 78% |
| 第4級 | (1) 両眼の矯正視力が0.06以下になった もの (2) 咀しゃくおよび言語の機能に著し い障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったも の (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったも の (6) 両手の手指の全部の用を廃したも | 69% |

| 第 4 級 | の(手指の用を廃したものとは、手 指の末節骨の半分以上を失い、また は中手指節関節もしくは近位指節間 関節(母指にあっては指節間関節) に著しい運動障害を残すものをいい ます。以下同様とします。) (7) 両足をリスフラン関節以上で失っ たもの | 69% |
|-------|--|-----|
| 第5級 | (1) 1服が失明し、他服の矯正視力が0.1 以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの(足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。) | 59% |
| 第6級 | (1) 両服の矯正視力が0.1以下になったもの(2) 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの(3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの(4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの(5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの(6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの(7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの(8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの | 50% |
| 第7級 | (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6 以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では 普通の話声を解することができない 程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害 | 42% |

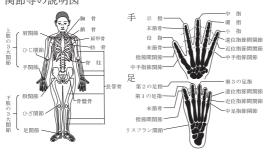
| | (1) 両限の矯正視力が0.6以下になった もの (2) 1服の矯正視力が0.06以下になった もの (3) 両限に半盲症、視野狭窄または視 野変状を残すもの | 26% | 第11級 | 足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害 | 15% |
|-----|--|-----|---------|--|------|
| 第9級 | | | | ロガナヤ ナノツ | |
| | (1) 1限が失明し、または1限の矯正 視力が002以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または 母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または 母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用 を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用 を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの | 34% | 77.2012 | もの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14 歯以上に対し歯科補級を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1 手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1 下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1 足の第1の足指または他の4の | 2070 |
| | を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服するないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指またはの母指を失ったもの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すものの用を廃した。人上の世界を度すものの(20) 1下肢に偽関節を残し、著しいともの(足指は遠位指節間関節によったも分別の足指は遠位指節間関節によったも分別の足指は遠位指節間関節によっては指節間関節によっては指節間関節によっては指節間関を失ったもの情とします。) (12) 外貌に著しい確状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの | 42% | 第9級 | 普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの。(11) 神経系統 できまなが、相当をではきるとがあるとない。(12) 1 手を失ったもの。(14) 1 足の第1の母指または母指以外の2の手指を失ったもの。(15) 1 足の第1の母指または母指以外の3の手指を今み2以上の足指を今たたもの。(16) 外貌に相当程度の離状を残すもの。(17) 生殖器に著しい障害を残すもの。(17) 生殖器に関いできない。(16) 外貌に相当程度の離状を残すもの。(17) 生殖器に著しい障害を残する。(17) 生殖器に著しい障害を残する。(16) 外貌に相当程度の離状を残すもの。(17) 生殖器に著しい障害を残する。(16) 外貌に相当程度の離状を残すもの。(17) 生殖器に著しい障害を残する。(16) 外貌に相当程度の離状を残する。(17) 生殖器に著しい障害を残する。 | 26% |

| 第11級 | (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では 小声を解することができない程度に なったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では 普通の話声を解することができない 程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失っ たもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の 足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、 労務の遂行に相当な程度の支障があ るもの | 15% |
|------|---|-----|
| 第12級 | (1) 1 服の服球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1 服のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1 上肢の3 大関節中の1 関節の機能に障害を残すもの (7) 1 下肢の3 大関節中の1 関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1 手の小指を失ったもの (9) 1 手の小指を失ったもの (10) 1 手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1 足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったものまたは第3の足指または他の4の足指の用を廃したもの (12) 1 足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に離状を残すもの | 10% |

| 第13級 | (1) 1眼の矯正視力が0.6以下になった もの | 7 % |
|------|-------------------------------------|-----|
| | (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視 | |
| | 野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの | |
| | (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残し | |
| | またはまつげはげを残すもの | |
| | (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えた | |
| | \$0 | |
| | (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの | |
| | (7) 1手の小指の用を廃したもの | |
| | (8) 1手の母指の指骨の一部を失った | |
| | 50 | |
| | (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの | |
| | (10) 1足の第3の足指以下の1または 2の足指を失ったもの | |
| | 200元指を大つにもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したも | |
| | の、第2の足指を含み2の足指の用 | |
| | を廃したものまたは第3の足指以下 | |
| | の3の足指の用を廃したもの | |
| 第14級 | (1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残 | 4 % |
| | し、またはまつげはげを残すもの | |
| | (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えた | |
| | もの | |
| | (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では | |
| | 小声を解することができない程度に | |
| | なったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさ | |
| | (4) 工版の路山面に子のひらの入ささ | |
| | (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさ | |
| | の醜いあとを残すもの | |
| | (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一 | |
| | 部を失ったもの | |
| | (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節 | |
| | 間関節を屈伸することができなく | |
| | なったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または | |
| | (8) 1だの第3のだ指以下の1まだは 2の足指の用を廃したもの | |
| | 7 - 444 - 74 - 7 | |
| | (9) 局部に神経症状を残すもの | |

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表3 ギプス等の装着部位

- 1. 長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。) または脊柱
- 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の三大関節部分(肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。)
- 3. 肋骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限ります。
- 4. 顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。

別表4 保険金請求書類

| 保険金種類 提出 書 類 | 死亡 | 後遺 障害 | 入院 | 通院 |
|---|----|----------|----|----|
| 1. 保険金請求書 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2. 保険証券 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3. 当会社の定める傷害状況報告書 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 4. 公の機関(やむを得ない場合は、第三者)の事 故証明書 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 5. 死亡診断書または死体検案書 | 0 | | | |
| 6. 後遺障害もしくは傷害の程度を証明する被保険 者以外の医師の診断書 | | 0 | 0 | 0 |
| 7. 入院日数または通院日数を記載した病院または 診療所の証明書類 | | | 0 | 0 |
| 8. 死亡保険金受取人(死亡保険金受取人の指定のない場合は、被保険者の法定相続人)の印鑑証明書 | 0 | | | |
| 9. 被保険者の印鑑証明書 | | 0 | 0 | 0 |
| 10. 被保険者の戸籍謄本 | 0 | | | |
| 11. 法定相続人の戸籍謄本 (死亡保険金受取人の指 定がない場合) | 0 | | | |
| 12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑 証明書 (保険金の請求を第三者に委任する場合) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 13. 商店会の責任者が発行する商店会活動に従事または参加している間の事故であることを証明する書類 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 14. 1. から13. までの他当会社が普通保険約款第 26条(保険金の支払時期)(1) に定める必要な事 項の確認を行うために欠くことのできない書類ま たは証拠として保険契約締結の際に当会社が交付 する書面等において定めたもの | 0 | 0 | 0 | 0 |

注 保険金を請求する場合は、○を付した書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

別表5 第32条(損害額の決定)(1)の修理費から差し引く増加額の限度額

| 保険の対象 | 限度額 |
|--|---|
| 屋外設備・装置ならび に商店会事務所内の機 械、器具、什器および 備品 | 再取得価額の50%に相当する額。ただし、通常の想定を上回る過酷な温度、圧力、振動、湿度、物質濃度等の環境下において設置もしくは使用されている場合、機能・性能を維持するために一定の使用量もしくは使用期間で交換することを前提とした設計となっている場合または通常の維持管理がなされていないと認められる場合は、再取得価額の90%に相当する額とします。 |

別表6 第41条(保険金を支払う場合)(4)の支払限度額

| | 傷害の程度 | 支払限度額 |
|---|-------------|-----------------------------------|
| 1 | 死亡した場合 | 10万円 |
| 2 | 後遺障害が生じた場合 | 10万円に別表2の各等級の後遺障害に対する保険金支払割合を乗じた額 |
| 3 | 31日以上入院した場合 | 1万円 |

別表7 第41条 (保険金を支払う場合) (5) の支払限度額

| | 指害の程度 | 支払限度額 | |
|---|---------------|-------|-------|
| | 損害の住及 | 標準タイプ | 高額タイプ |
| 1 | 全損または70%以上の損害 | 5万円 | 10 万円 |
| 2 | 20%以上70%未満の損害 | 3万円 | 5万円 |
| 3 | 20%未満の損害 | 1万円 | 1万円 |

注 上記損害の程度とは、損害を受ける前の床面積に対する損害を受けた床面積の割合をいいます。

●傷害不担保特約条項

当会社は、この特約条項により、商店会総合特別約款第7条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、保険金(死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金をいいます。)を支払いません。

費用損害不担保特約条項

当会社は、この特約条項により、商店会総合 特別約款第50条(保険金を支払う場合)の規定 にかかわらず、費用損害保険金を支払いません。

● 見舞費用不担保特約条項

当会社は、この特約条項により、商店会総合 特別約款第41条(保険金を支払う場合)の規定 にかかわらず、見舞費用保険金を支払いません。

財産不担保特約条項

当会社は、この特約条項により、商店会総合特別約款第24条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、保険金(損害保険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金および修理付帯費用保険金をいいます。)を支払いません。

●会員店舗賠償責任包括担保特約条項

第1条(保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、第2条(被保険者)に定める被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の商店会に所在する店舗(以下「店舗」といいます。)に起因し、または店舗の用法に伴う業務の遂行に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害(障害に起因する死亡を含みます。)または他人の財物の減失、破損もしくは汚損について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款|と

いいます。)、商店会総合特別約款(以下「特別 約款」といいます。)およびこの特約条項に従っ て保険金を支払います。

(2)(1)の規定にかかわらず、1建物内において、1被保険者が使用または占有する店舗面積の合計が500㎡を超える店舗は、この特約条項における店舗に含まれません。

第2条(被保険者)

この特約条項において被保険者とは、保険証 券記載の商店会の会員をいいます。

第3条(保険金を支払わない場合)

当会社は、普通保険約款第7条(保険金を支払わない場合)、第8条(保険金を支払わない場合)および特別約款第1章賠償責任担保条項第4条(保険金を支払わない場合)に規定する損害のほか、次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては保険金を支払いません。

- ① 被保険者またはその使用人その他被保険 者の業務の補助者が行う次の業務に起因す る賠償責任
 - ア. 人または動物に対する診療、治療、看 護または疾病の予防もしくは死体の検案 イ. 医療品もしくは医療用具の調剤、調整、
 - 鑑定、販売、授与または授与の指示
 - ウ. 身体の美容または整形
 - エ. あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等
 - オ. 請負契約に基づき被保険者の店舗外で 行われる各種工事・作業等
- ② 弁護士、会計士、建築士等の職業人がそ の資格に基づいて行う行為に起因する賠償 責任

第4条(普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定していない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款の規定を適用します。

6. その他の特約条項(共通)

● 通知等変更特約条項

第1条(通知義務)

当会社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第10条(通知義務)の規定を次のとおり読み替えます。

「第10条(通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約申込書その他の書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実(保険契約申込書その他の書類の記載事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。)が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった後は、当会社に申し出る必要はありません。
- (2)(1)の事実がある場合((4)ただし書の規定に該当する場合を除きます。)は、当会社は、その事実について変更依頼書を受領したかどうかにかかわらず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2) の規定は、当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) 保険契約者または被保険者が(1) に規定する手続を怠った場合は、当会社は、(1) の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が変更依頼書を受領するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1) に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料率が変更前の保険料率より高くならなかったときを除きます。
- (5)(4)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した事故による損害には適用しません。

第2条(保険金の支払時期)

当会社は、普通保険約款第26条(保険金の支払時期)の規定を次のとおり読み替えます。

「第26条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、被保険者が前条(3) に規定する手続を完了した日(以下この条において「請求完了日」といいます。)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由として この保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認することが必要な事項
- (2)(1)の確認を行うため次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数(複数に該当する場合は、そのうち最長の日数)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
 - ① (1) ①から④までの事項を確認するために行う警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。) 180日
 - ② (1) ①から④までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
 - ⑤ 損害賠償請求の原因となる事由もしくは事実の検証・分析を行うために特殊な専門知識・技術を要する場合、これらの事由もしくは事実が過去の事例・判例等に鑑みて特殊である場合または同一の事故により多数の者の身体の障害または多数の財物の損壊が生じる等被害が広範に及ぶ場合において、(1)①から④までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照会 180日
- (3)(2)①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑤までに掲げる期間

中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合は、当会社は、(2) ①から⑤までに掲げる 期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

(4)(1)から(3)までに掲げる事項の確認または照会もしくは調査に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくこれらの実行を妨げ、またはこれらに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。」

第3条 (読替規定)

(1) この保険契約において、保険料に関する規定の変更特約条項の規定は、下表のとおり読み替えます。

| 保険料に関する規定の変更特約条項の規定 | 読替前 | 読替後 |
|---|-------------------------------|-------------------------|
| 第3節第1条(保険料不払による保険契約の解除)(1) ④ならびに第4節第1条(保険料の返還、追加または変更)(1)、(3) および(4) 柱書 | 通知 | 承認の請求 |
| 第4節第1条(4) | 危険増加 | 事実 |
| 第4節第1条(6)② | 普通保険約款第10条(通知 義務)(2)または(6) | 普通保険約款第10条(通知 義務)(2) |

(2)(1)のほか、この保険契約に付帯される特別約款または特約条項において、普通保険約款第10条(通知義務)または普通保険約款第26条(保険金の支払時期)にかかわる規定がある場合は、それらの規定は、この特約条項の趣旨に従い読み替えるものとします。

第4条 (普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約条項の規定を適用します。

保険料不精算特約条項

第1条 (保険料算出の基礎)

(1) 賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第3条(用語の定義)の規定にかかわらず、この保険契約において保険料を定めるために用いる次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用 語 | 定 義 |
|-------|--|
| 売上高 | 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)等において、被保険者が販売 または提供した商品またはサービスの税込対価の総額をいいます。 |
| 完成工事高 | 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)等において、被保険者が完成させた工事に関する税込収益の総額をいいます。 |
| 賃金 | 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)等において、被保険者が労働の対価として被用者に支払った税込金銭の総額をいいます。 |
| 入場者 | 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)等において、施設に入場した 利用者の総数をいいます。 |

(2) 当会社は、この保険契約の保険料が(1) に規定するもの以外の金額または数量に対する割合によって定められる場合においては、(1) に準じて、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)等におけるその金額または数量を、保険料を定めるために用います。

第2条(保険料精算の不適用)

当会社は、普通保険約款第14条(保険料の精算)(1)および(3)、第23条(保険料の返還-解除の場合)ならびにこの保険契約に付帯される特別約款または特約条項の保険料の精算の規定を適用しません。

第3条(保険金計算の特則)

当会社は、保険金を支払う場合において、保険契約者または被保険者が申告した売上高、完成工事高、賃金もしくは入場者または第1条(保険料算出の基礎)(2)に規定する金額もしくは数量が実際の金額または数量に不足していたときは、申告された金額または数量に基づく保険料と実際の金額または数量に基づく保険料との割合により、保険金を削減して支払います。

第4条(普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの特約条項が付帯される特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

●保険料支払手段に関する特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険契約者が、当会社が指定する電子的な決済手段(*1)により、この保険契約の保険料(*2)を払い込む場合に適用されます。ただし、当会社が指定した方法によりこの保険契約の保険料を払い込むことを求めた場合に限ります。

- (*1) 以下この特約において「キャッシュレス決済手段」といいます。
- (*2) 追加保険料(*3)を含みます。以下この特約において同様とします。
- (*3) 契約内容変更時等に当会社が追加して請求する保険料をいいます。

第2条(保険料領収の時点)

当会社は、保険契約者がキャッシュレス決済手段により保険料を払い込む場合は、保険契約者がキャッシュレス決済手段の会員規約またはサービス利用規約等に従い決済手続を行い、保険料相当額の決済手続を完了したことが手続画面に表示された時点で保険料が払い込まれたものとみなします。

第3条 (保険料の返還)

当会社は、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により保険料を返還する場合は、金銭で返還するものとします。

第4条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

●共同保険に関する特約条項

第1条(独立責任)

この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、 保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約 上の権利を有し、義務を負います。

第2条(幹事保険会社の行う事項)

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、保険証券記載の全ての保険会社のために下表に掲げる事項を行います。

| 7777104 | か 出戦 り 主 くり 休 茂 公 口 り たい に 上 我 に 尚 り る 事 項 と 门 い よ り 。 | | | | | |
|---------|--|--|--|--|--|--|
| 1 | 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付 | | | | | |
| 2 | 保険料の収納および受領または返戻 | | | | | |
| 3 | 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除 | | | | | |
| 4 | 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認 | | | | | |
| (5) | 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の 上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消 滅の承認 | | | | | |
| 6 | 保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等 | | | | | |
| 7 | 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査 | | | | | |
| 8 | 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領 | | | | | |
| 9 | 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全 | | | | | |
| 10 | その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項 | | | | | |
| | | | | | | |

第3条(幹事保険会社の行為の効果)

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条(幹事保険会社の行う事項)の表に掲げる事項は、保険証券記載の全ての保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条(保険契約者等の行為の効果)

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載の全ての保険会社に対して行われたものとみなします。





お問い合せ先

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

50 0120-868-100

受付時間:平日·土日祝午前9時~午後6時 (年末·年始を除く)

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp